

# 第 1 編 総則編

# 第1編 総則編

## 第1章 計画の策定 (p1-1)

### 第1節 計画の概要

### 第2節 計画の基本方針

## 第2章 防災関係機関の役割分担 (p1-11)

### 第1節 川越市防災会議

### 第2節 防災関係機関の業務の大綱

## 第3章 市民、自主防災組織及び 事業所の基本的役割 (p1-23)

### 第1節 市民の果たす役割

### 第2節 自主防災組織の果たす役割

### 第3節 事業所の果たす役割

## 第4章 川越市の防災環境 (p1-28)

### 第1節 自然環境の特性

### 第2節 社会環境の特性

### 第3節 被害想定

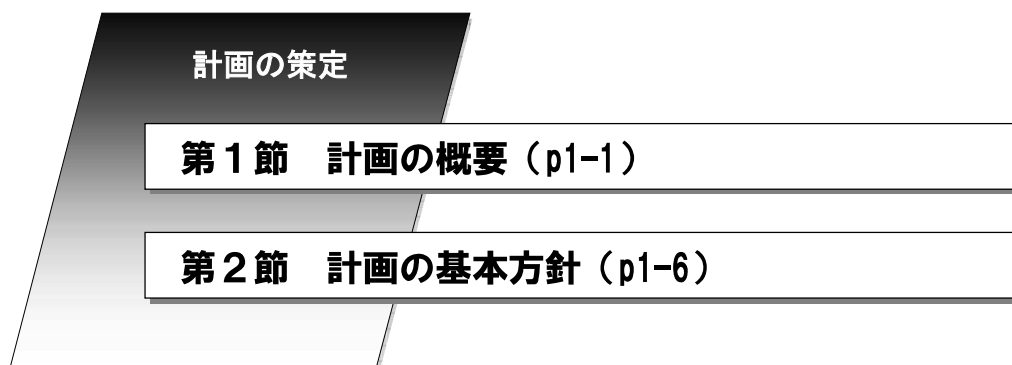
## 第5章 川越市の防災対策の 基本方針 (p1-64)

### 第1節 震災対策の基本方針

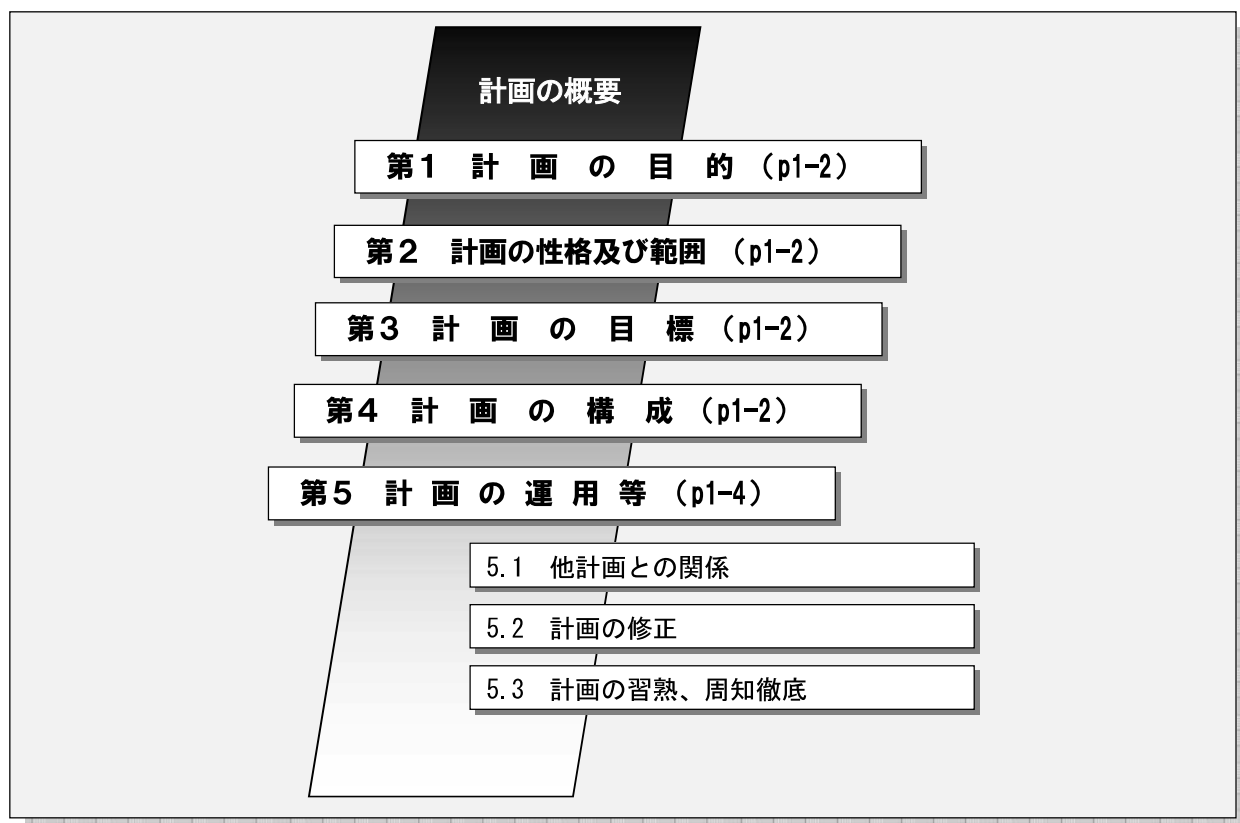
### 第2節 風水害対策の基本方針

### 第3節 事故災害対策の基本方針

# 第1章 計画の策定



## 第1節 計画の概要



## 第1 計画の目的

川越市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2 計画の性格及び範囲

- 1 本計画は、本市の地域に係る防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事を実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、本市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

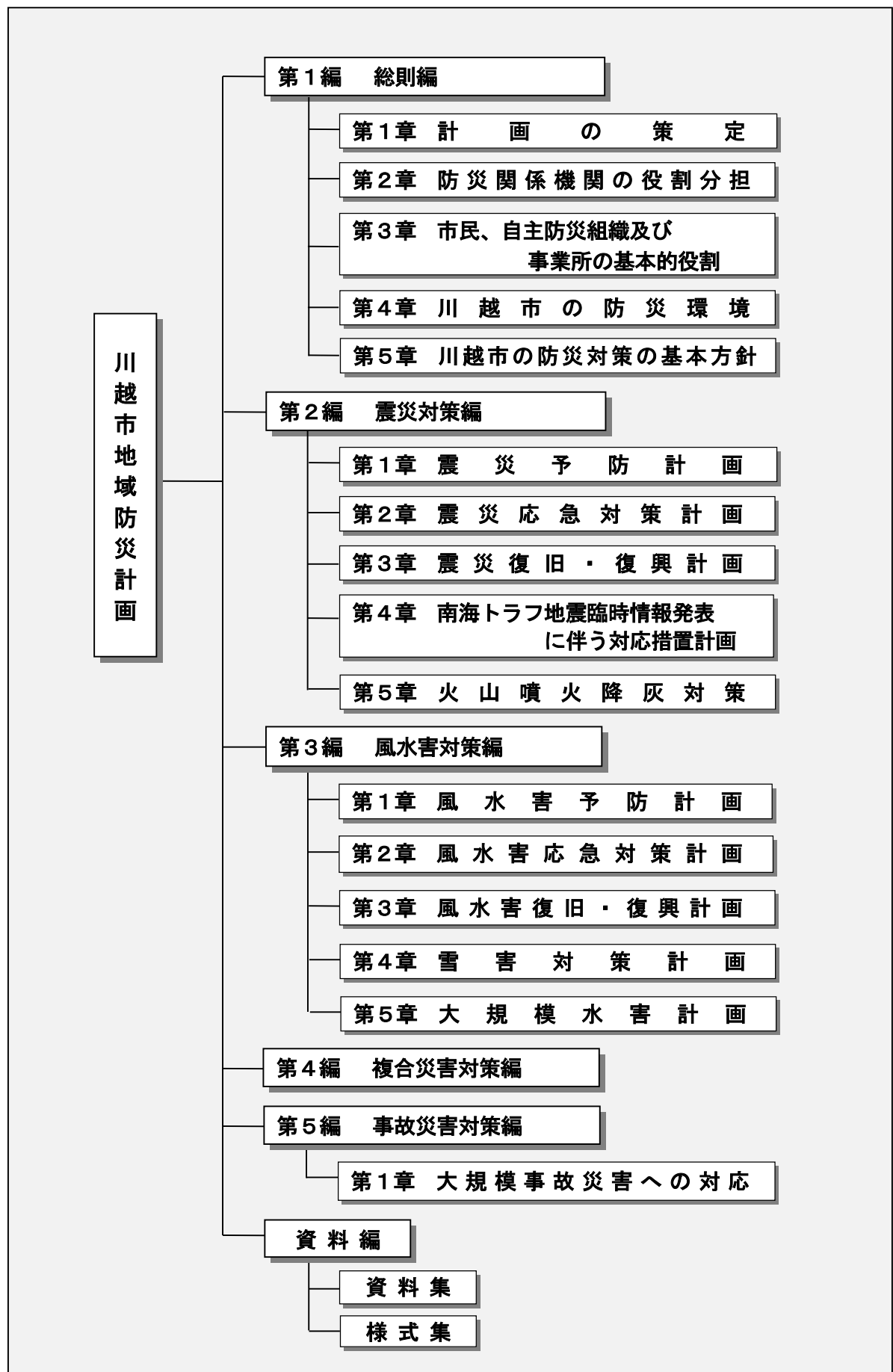
## 第3 計画の目標

本計画は、本市において発生のある可能性のある地震災害、風水害及び大規模事故災害に対処することを目標とする。

## 第4 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

■川越市地域防災計画の構成



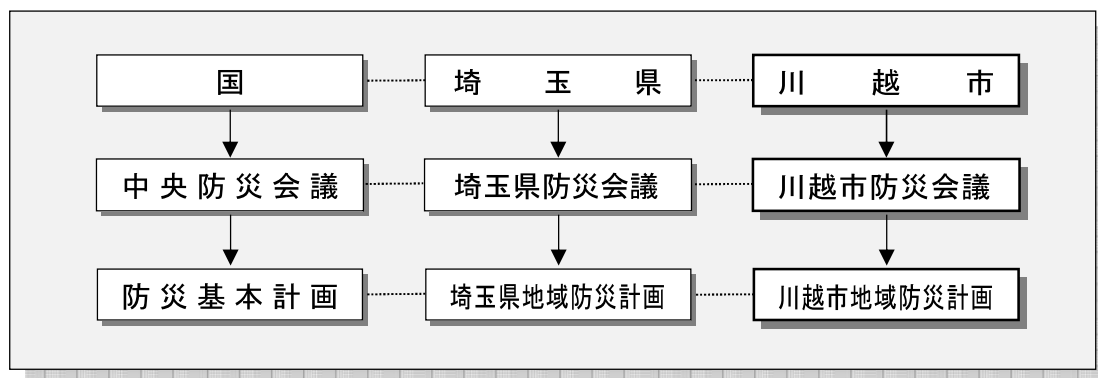
## 第5 計画の運用等

### 5.1 他計画との関係

#### (1) 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

#### ■国、県及び本市の防災会議並びに防災計画の関係



#### (2) 災害救助法との関係

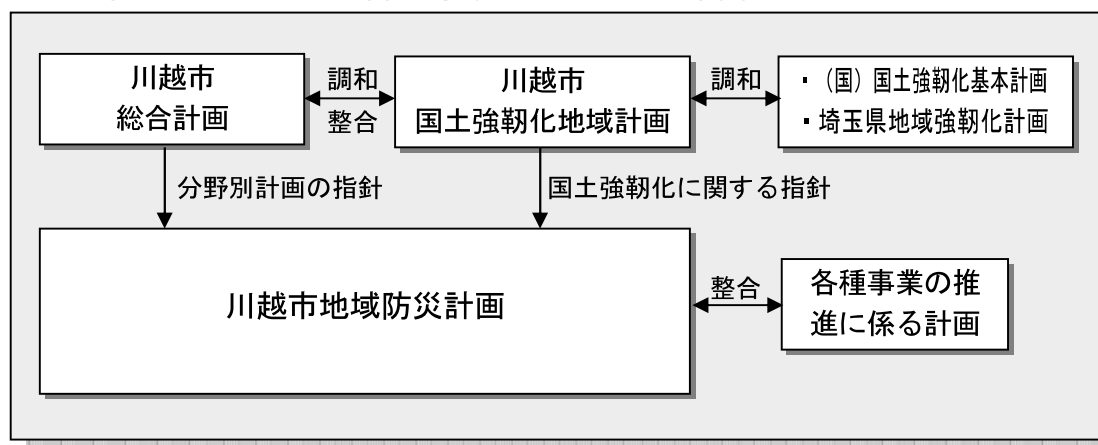
本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

#### (3) 総合計画及び国土強靱化地域計画等との関係

本計画は、川越市総合計画及び川越市国土強靱化地域計画を指針とし、総合計画の「地域社会・市民生活」に係る基本目標である「地域で支え合う、安全で安心なまち」に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立するものである。

また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

#### ■川越市総合計画及び川越市国土強靱化地域計画との関係



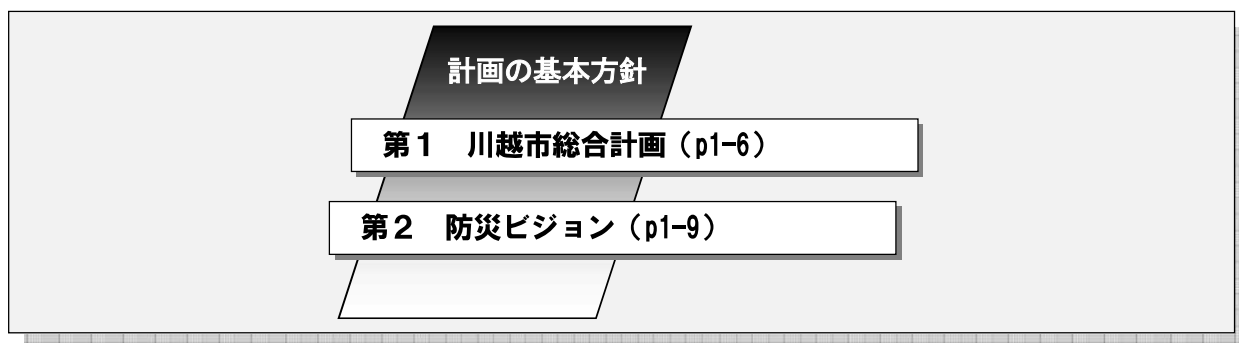
## 5.2 計画の修正

川越市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正するものとする。

## 5.3 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるものとする。また、特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

## 第 2 節 計画の基本方針



### 第 1 川越市総合計画

川越市総合計画は、本計画の上位計画として位置付けられ、本市のまちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものである。

現在の計画である第四次川越市総合計画は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間のまちづくりを進める指針となるものである。

第四次川越市総合計画では、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を次のとおり定めるとともに、本市の目指すべき姿、10 年後の本市が表現された姿としての将来都市像を「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」と定めている。

また、この将来都市像を実現するために、8 つの分野別の基本目標を定めている。

#### ■基本構想の理念と将来都市像

##### ◎基本構想の理念

人と人とのつながりから広がるまちづくり

魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

持続可能なまちづくり

##### ◎将来都市像

人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

■分野別の基本目標

|            |   |                                       |
|------------|---|---------------------------------------|
| 子ども・子育て    | ▶ | 子どもが健やかに成長でき、<br>子育ての楽しさを感じられるまち      |
| 福祉・保健・医療   | ▶ | 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康で<br>いきいきと安心して暮らせるまち |
| 教育・文化・スポーツ | ▶ | 歴史と文化を感じながら学びあい、<br>豊かな心を育むまち         |
| 都市基盤・生活基盤  | ▶ | 安全で快適な基盤を備え、<br>歴史や自然と調和した魅力あるまち      |
| 産業・観光      | ▶ | 地域資源をいかした、<br>にぎわいと活力にあふれるまち          |
| 環境         | ▶ | 地球環境にやさしい、<br>豊かな自然とともに生きるまち          |
| 地域社会・市民生活  | ▶ | 地域で支え合う、安全で安心なまち                      |
| 住民自治・行財政運営 | ▶ | つながりによるまちづくりと<br>持続可能な行財政運営の推進        |

「都市基盤・生活基盤」に係る基本目標である「安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

### 治水事業の推進

集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること

#### 《 取組施策 》

- 1 流域対策の推進    2 河川整備等の推進    3 雨水施設整備の推進

#### 《 施策の指標 》

|                    | R1(実績値) | R7(目標値) |
|--------------------|---------|---------|
| ・ 久保川改修の進捗状況 (%)   | 3.6     | 53.0    |
| ・ 雨水管きよの累計整備延長 (m) | 112,072 | 112,820 |

「地域社会・市民生活」に係る基本目標である「地域で支え合う、安全で安心なまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

### 防災体制の整備

災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、  
 テロ攻撃等から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること

#### 《 取組施策 》

- 1 地域防災計画の推進    2 災害応急体制の充実  
 3 防災意識の普及・高揚    4 危機管理体制の強化・充実

#### 《 施策の指標 》

|                            | R1(実績値) | R7(目標値) |
|----------------------------|---------|---------|
| ・ 避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合 (%) | 32.0    | 80.0    |
| ・ 自主防災組織結成率 (%)            | 79.7    | 90.0    |

### 消防・救急体制の充実

市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること

#### 《 取組施策 》

- 1 初動消防力の強化    2 救急体制の整備    3 火災予防対策の推進  
 4 消防施設や設備の充実

#### 《 施策の指標 》

|                 | R2(実績値) | R8(目標値) |
|-----------------|---------|---------|
| ・ 川越市消防団員数 (人)  | 269     | 330     |
| ・ 救命率 (%)       | 10.4    | 20.0    |
| ・ 出火率 (件／人口1万人) | 2.4     | 2.2     |

## 第2 防災ビジョン

災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持ち、さらには年間 660 万人を越える観光客を数える本市において、防災は、かけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

過去には、川越大火をはじめとする大規模火災、台風や集中豪雨等の水害による被害、関東大震災では多くの建物被害と死傷者が発生している等の事実を鑑みれば、本市における災害発生事例は、決して少ないとは言えない。

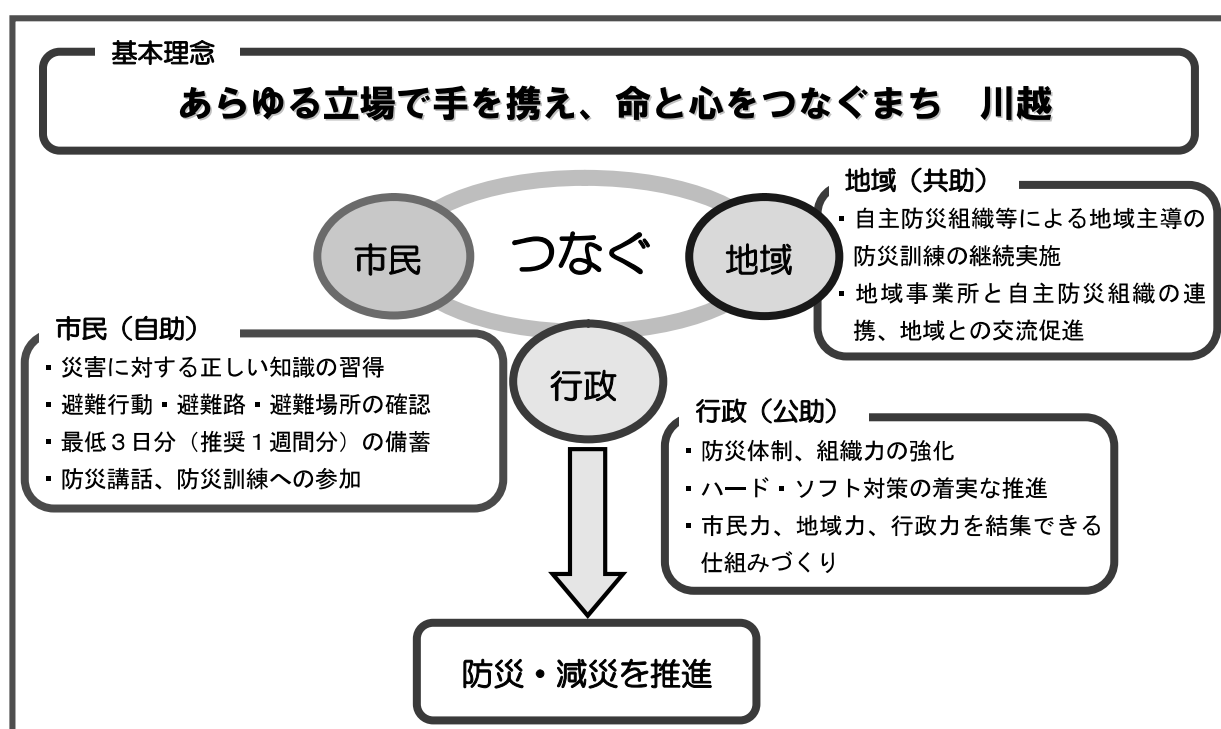
特に近年は、平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 30 年の西日本豪雨などの集中豪雨や、台風による風水害が頻発するなど、この数年、雨の降り方が局所化、集中化、激甚化し、「記録的短時間大雨情報」や「数十年に一度の大雨」などとされる特別警報の発表も決して珍しいものではなくなってきている。

さらに、平成 28 年には発生切迫性が低いとされていた熊本において震度 7 を記録する地震が発生したことをはじめとして、平成 30 年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの震災は、大きな被害をもたらす地震発生の可能性が、全国どこにも例外がないことを物語っている。

その中にあって、切迫性の高い東京湾北部地震や南海トラフ巨大地震などを想定すれば、市域における防災対策は、一層の充実強化が求められている。

もはや、日本全国どこ地域にあってても災害の危険性からは免れることはできず、災害の発生しない地域の存在そのものがすでに安全神話であると捉えれば、発生しうるあらゆるケースから目をそらさずに対処し、生命、身体、財産を保護するための減災を、いかに推進していくかが、防災対策の本質である。

行政、地域、市民それぞれが、それぞれの立場であらゆるケースに「備え」（あらゆる立場で）、知恵と力を出し合い、お互いを「支え」（手を携え）、そしてそれらを「連携」させる（つなぐ）ことこそが、かけがえのない生命、身体、財産を保護する（命と心をつなぐ）ための防災対策の推進と捉えて、本市の防災対策の基本理念を「あらゆる立場で手を携え、命と心をつなぐまち 川越」として、次に掲げる 3 つの方向性によりその実現を図るものとする。



## 基本理念の実現を図るための3つの方向性

### 《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化、防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

### 《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応力を強化するとともに、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

### 《 自助、共助、公助の適切な 役割分担による防災体制の推進 》

災害時の被害を軽減する上では、市民の日頃からの災害への備えと的確な組織対応が大きな力となるため、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

また、過去の災害において、高齢者、障害者などの要配慮者が被害を受ける事例が少なくないことから、要配慮者の安全確保を推進していくことは、自助、共助、公助に通じる重要な課題である。

さらに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民（個人）と地域、行政の協働による防災体制の整備を推進する。

## 第2章 防災関係機関の役割分担

### 防災関係機関の 役割分担

#### 第1節 川越市防災会議（p1-11）

#### 第2節 防災関係機関の業務の大綱（p1-13）

### 第1節 川越市防災会議

川越市防災会議は、災害対策基本法第16条及び川越市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、本市及び本市以外の防災関係機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

#### 川越市防災会議

##### 第1 組 織（p1-12）

##### 第2 所掌事務（p1-12）

## 第1 組織

川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命する。

防災会議の庶務は、防災危機管理室がこれにあたる。

なお、防災会議委員には、女性委員数に配慮して委員を任命し、防災会議への女性の参画を図る。

## 第2 所掌事務

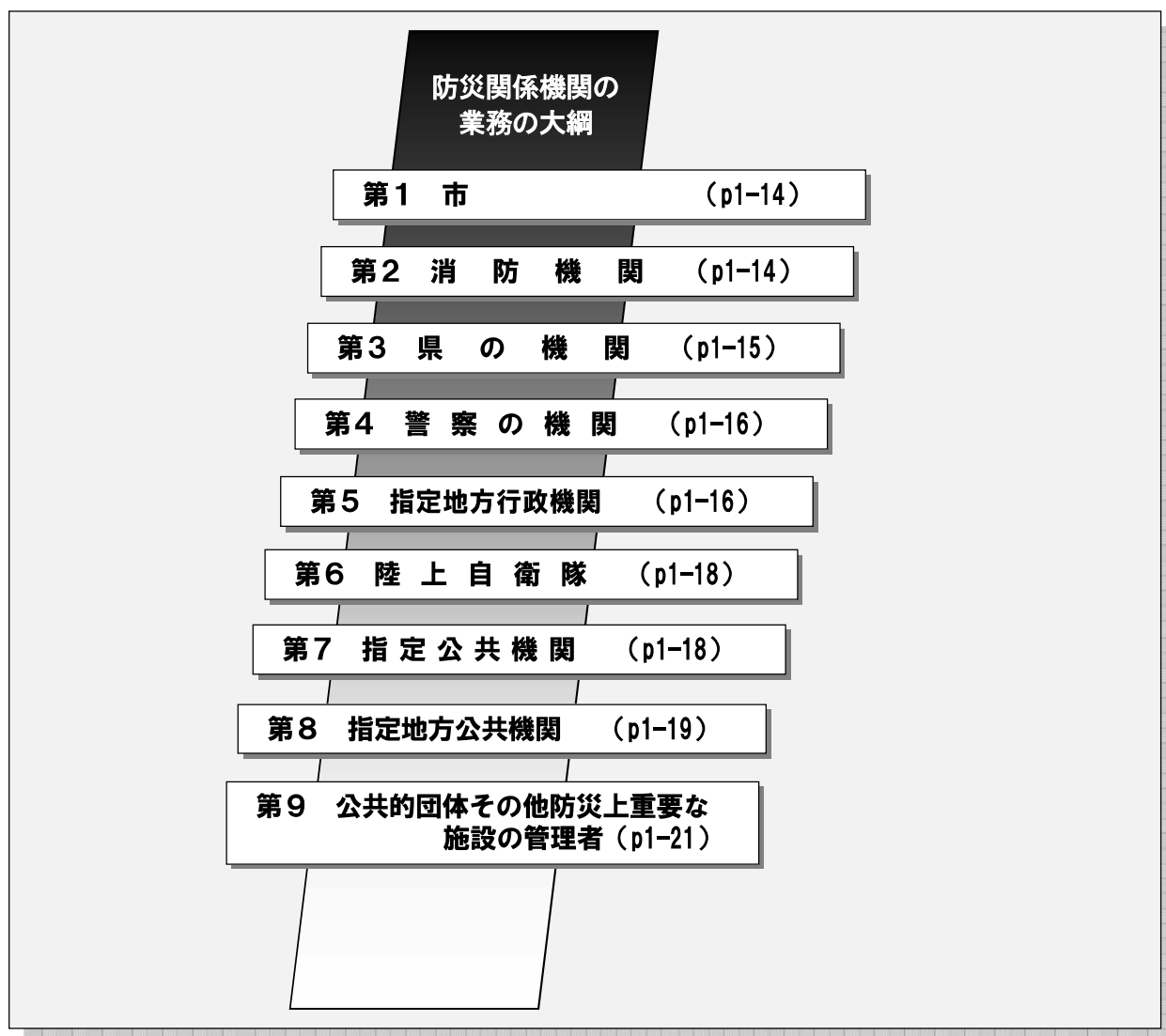
- (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

『 → 資料1.1 「川越市防災会議条例」参照』

『 → 資料1.2 「川越市防災会議に関する規程」参照』

## 第2節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、本市及び各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。



## 第1 市

市は、防災の第一次的責任者として、当該市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する（災対法第5条第1項）。なお、災害救助法の適用後は、同法第13条の規定に基づき災害救助にあたる。

### 【川越市】

#### 1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災空間の整備拡大に関すること。
- (3) 建築物及び構造物の耐災化に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- (7) 市民の防災力の向上に関すること。
- (8) その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

#### 2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
- (2) 避難の指示に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助及び保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

#### 3 災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること。
- (2) 被災者及び被災事業者の自立支援に関すること。
- (3) 公共土木施設の災害復旧に関すること。

## 第2 消防機関

### 【川越地区消防組合】

- (1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。
- (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。
- (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。
- (4) 災害時の救助、救急及び情報の伝達に関すること。
- (5) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

### 第3 県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する（災対法第4条第1項）。

#### 【埼玉県】

- (1) 自助・共助・公助による防災力の向上に関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりの推進に関すること。
- (3) 交通ネットワーク・ライフライン等の確保に関すること。
- (4) 応急対応力の強化に関すること。
- (5) 情報収集・伝達体制の整備に関すること。
- (6) 医療救護等対策に関すること。
- (7) 帰宅困難者対策に関すること。
- (8) 避難対策に関すること。
- (9) 災害時の要配慮者対策に関すること。
- (10) 物資供給・輸送対策に関すること。
- (11) 県民生活の早期再建に関すること。
- (12) 災害復興に関すること。

#### 【川越比企地域振興センター】

- (1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び県災害対策本部長（以下この章において「県本部長」という。）への報告に関すること。
- (2) 防災基地の開設及び運営に関すること。
- (3) 市町村と連携した帰宅困難者対策に関すること。
- (4) 市町村災害応急対策業務の支援に関すること。
- (5) その他、県本部長の指示に基づく事項に関すること。

#### 【川越県税事務所】

- (1) 災害応急対策組織の整備に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害現地調査に関すること。
- (5) 災害対策現地報告に関すること。
- (6) 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。

#### 【川越農林振興センター】

- (1) 農作物及び耕地の被害状況調査に関すること。

**【川越県土整備事務所】**

- (1) 県所管の河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること。
- (2) 降水量、水位等の観測情報に関すること。
- (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関すること。
- (5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関すること。

**【西部教育事務所】**

- (1) 災害情報の収集に関すること。
- (2) 文教施設の被害状況調査に関すること。
- (3) 教育実施者の確保に関すること。
- (4) 応急教育の方法及び指導に関すること。
- (5) 教科書、学用品等の調達に関すること。
- (6) 国及び県指定文化財の保護に関すること。
- (7) 学校の給食指導に関すること。

## 第４ 警察の機関

**【川越警察署】**

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索及び検視（見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

## 第５ 指定地方行政機関（１／３）

**【東京管区気象台（熊谷地方気象台）】**

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- (6) 災害時等における地方自治体への職員派遣、防災対応支援のための防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

## 第5 指定地方行政機関（2／3）

### 【関東農政局】

- (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、供給すること。

### 【川越労働基準監督署】

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

### 【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】

#### 1 災害予防

- (1) 災害対策の推進に関すること。
- (2) 危機管理体制の整備に関すること。
- (3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。
- (4) 防災教育等の実施に関すること。
- (5) 防災訓練に関すること。
- (6) 再発防止対策の実施に関すること。

#### 2 災害応急対策

- (1) 災害発生直前の対策に関すること。
- (2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関すること。
- (3) 活動体制の確立に関すること。
- (4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。
- (5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。
- (6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 二次災害の防止対策に関すること。
- (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。
- (10) 地方公共団体等への支援に関すること。
- (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。
- (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。
- (13) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。

#### 3 災害復旧・復興

- (1) 災害復旧の実施に関すること。
- (2) 復旧・復興資機材の安定的な確保に関すること。
- (3) 都市の復興に関すること。

## 第5 指定地方行政機関（3／3）

### 【国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所】

- 1 災害予防
  - (1) 災害危険区域の設定又は指導に関すること。
  - (2) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- 2 災害応急対策
  - (1) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。
  - (2) 災害時における交通確保に関すること。
  - (3) 災害時における応急工事に関すること。
- 3 災害復旧
  - (1) 災害復旧工事の施工に関すること。
  - (2) 二次災害防止工事の施工に関すること。

## 第6 陸上自衛隊

### 【陸上自衛隊第32普通科連隊】

- 1 災害派遣の準備
  - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
  - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
  - (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。
- 2 災害派遣の実施
  - (1) 人命又は財産の保護のために、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
  - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

## 第7 指定公共機関（1／2）

### 【日本郵便株式会社 川越西支店】

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。

### 【東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社】

- (1) 災害時に線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連結車線への振替輸送に関すること。
- (2) 災害により線路が不通になった場合の措置に関すること。
  - ① 列車の運転整理及び折返し運転を行うこと。
  - ② 線路の復旧並びに脱線車両の復線及び修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視又は巡回監視に関すること。
- (4) 死傷者の救護及び処置に関すること。
- (5) 事故の程度によっては、外部への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
- (6) 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守及び管理に関すること。

## 第7 指定公共機関（2／2）

### 【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部】

#### 【株式会社NTTドコモ 埼玉支店】

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時の重要通信の確保に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

### 【NEXCO東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること。
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

### 【東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社】

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

### 【日本赤十字社 埼玉県支部】

- (1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性及び能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集及び配分に関すること。

### 【NHKさいたま放送局】

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

## 第8 指定地方公共機関（1／2）

### 【東武ステーションサービス株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】

#### 【西武鉄道株式会社 本川越駅管区本川越駅】

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

### 【一般社団法人埼玉県バス協会】

#### 【西武バス株式会社 川越営業所】

#### 【東武バスウエスト株式会社 川越営業事務所】

- (1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

## 第８ 指定地方公共機関（２／２）

### 【埼玉県トラック協会 川越支部】

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。

### 【ガス供給事業者（都市ガス）】

- (1) ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

### 【一般社団法人ＬＰガス協会 川越支部】

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

### 【株式会社テレビ埼玉】

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

### 【株式会社エフエムナックファイブ】

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

### 【一般社団法人埼玉県医師会】

### 【一般社団法人埼玉県歯科医師会】

### 【公益社団法人埼玉県看護協会】

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

### 【荒川右岸用排水土地改良区】

### 【入間第二用水土地改良区】

### 【名細第一土地改良区】

- (1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。

## 第９ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（１／２）

### 【一般社団法人川越市医師会】

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

### 【川越市社会福祉協議会】

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

### 【株式会社ジェイコム埼玉・東日本】

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。

### 【いるま野農業協同組合】

- (1) 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

### 【川越市管工事業協同組合】

- (1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。
- (2) 災害時における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。

### 【川越商工会議所等商工業関係団体】

- (1) 本市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。

### 【病院等医療機関の管理者】

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
- (3) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

## 第９ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（２／２）

### 【社会福祉施設の管理者】

- (1) 避難施設の整備、避難等の訓練に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること。

### 【災害時の協力協定締結企業】

- (1) 災害時において、罹災者に支給する食料、生活必需品、応急対策に必要な資機材の確保、施設及び人材の提供に関すること。

### 【金融機関】

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

### 【学校法人】

- (1) 避難施設の整備、避難等の訓練の実施に関すること。
- (2) 被災時における教育対策に関すること。
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること。

### 【自治会】

- (1) 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

### 【自主防災組織】

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

## 第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に寄与するように努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材等を提供する事業者は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、市等の活動に協力するよう努めなければならない。（災対法第7条：住民等の責務）。

### 市民、自主防災組織 及び事業所の 基本的役割

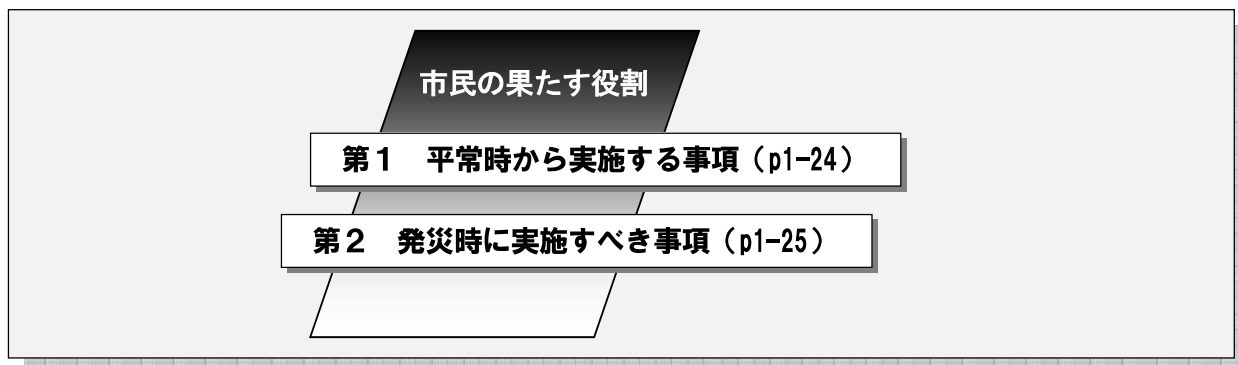
#### 第1節 市民の果たす役割（p1-24）

#### 第2節 自主防災組織の果たす役割（p1-26）

#### 第3節 事業所の果たす役割（p1-27）

## 第1節 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。



### 第1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の習得
- ②災害教訓の伝承
- ③地域固有の災害特性の理解及び認識
- ④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策
- ⑤家屋等の風水害対策
- ⑥ブロック塀等の改修及び生垣化
- ⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置）
- ⑧避難場所及び避難路の確認
- ⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定
- ⑩3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活必需品等の備蓄
- ⑪非常用持出品（非常用食品、救急セット、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑫自動車へのこまめな満タン給油
- ⑬保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- ⑭飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑮自主防災組織への参加
- ⑯各種防災訓練や地域活動への参加
- ⑰家庭での防災総点検の実施

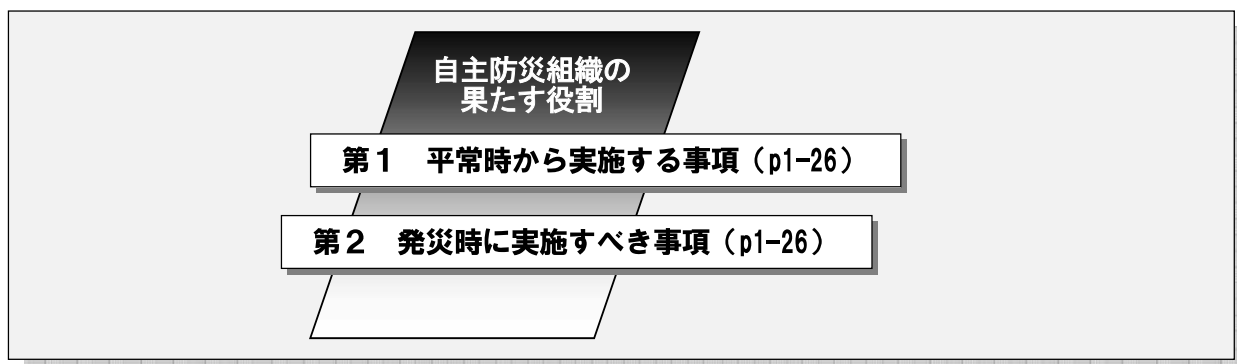
## 第2 発災時に実施すべき事項

- |                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①自らの身の安全の確保</li><li>②正確な情報の把握及び伝達</li><li>③出火防止措置及び初期消火の実施</li><li>④家族の安否確認</li><li>⑤適切な避難の実施、避難所でのゆずりあい</li><li>⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力</li><li>⑦風評に乗らず、風評を広めない</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織における女性の参画を促進する。



### 第1 平常時から実施する事項

- ①防災に関する知識の普及及び啓発
- ②地域危険箇所の把握
- ③避難所及び避難路の確認
- ④地区内の避難行動要支援者の把握
- ⑤避難行動要支援者等の支援体制の整備
- ⑥消火訓練の実施
- ⑦水防訓練の実施
- ⑧避難誘導訓練の実施
- ⑨救援救護訓練の実施
- ⑩地元商店街等との連携
- ⑪防災資機材の備蓄及び管理

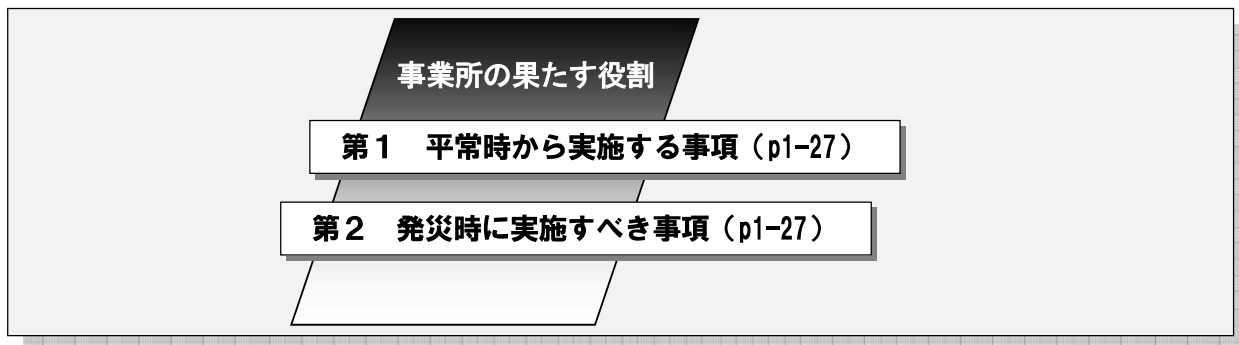
### 第2 発災時に実施すべき事項

- ①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整
- ②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡
- ③人員の確認及び地域住民の避難誘導
- ④避難行動要支援者の保護及び安全確保
- ⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携
- ⑥避難所開設への協力
- ⑦避難所運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- ⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報
- ⑨救援物資の受入れ及び配分
- ⑩食料及び飲料水の調達及び配分
- ⑪防災資機材の活用

## 第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

なお、事業所については、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）においても、積極的な防災対策の実施、地域との連携などについて定められている（第4条「事業者の責務」）。



### 第1 平常時から実施する事項

- ①防災責任者の育成
- ②建築物の耐震化等による安全性の確保
- ③建築物の風水害対策
- ④施設、設備の安全管理
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥従業員に対する防災知識の普及
- ⑦自衛消防隊の結成及び防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導等）の作成
- ⑧地域防災活動（防災訓練など）への参加及び協力
- ⑨企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討・協力体制の確立  
（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- ⑩飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑪広告、外装材等の落下防止
- ⑫災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

### 第2 発災時に実施すべき事項

- ①正確な情報の把握及び伝達
- ②出火防止措置及び初期消火の実施
- ③従業員、利用者等の安全確保及び避難誘導
- ④負傷者の応急救護
- ⑤人的・物的資源の提供
- ⑥帰宅困難な従業員への支援
- ⑦重要業務の継続及びそのために必要な措置

## 第4章 川越市の防災環境

本市において防災上留意すべき自然環境及び社会環境について次に整理した。

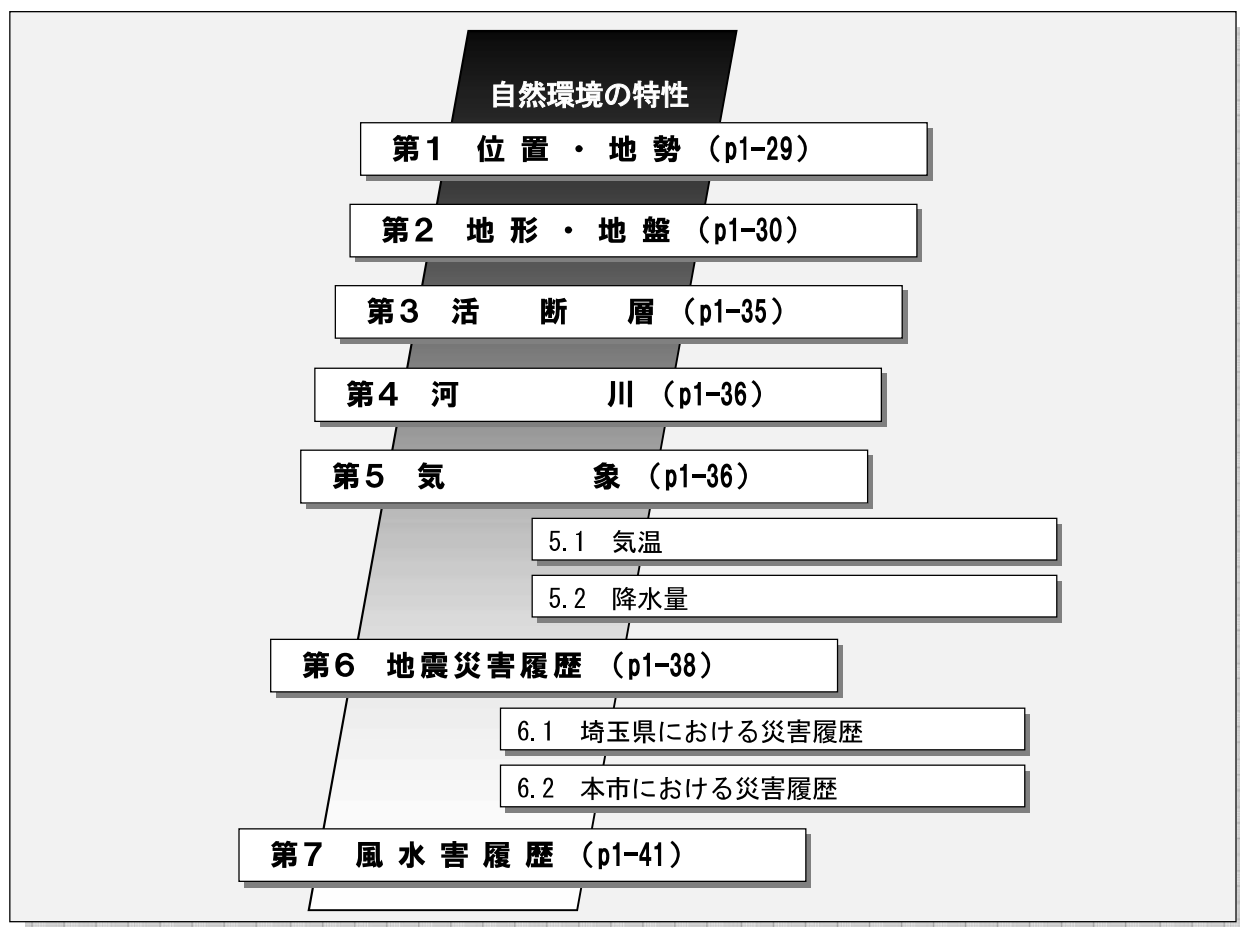
### 川越市の防災環境

#### 第1節 自然環境の特性（p1-29）

#### 第2節 社会環境の特性（p1-42）

#### 第3節 被害想定（p1-54）

本市の自然環境の特性を次に整理した。



本市は、埼玉県の南西部に位置し、東京都心から 30km 圏内にあり、北は坂戸市、川島町、東は上尾市、さいたま市、富士見市、南はふじみ野市、所沢市、三芳町、西は狭山市、日高市、鶴ヶ島市に隣接している。

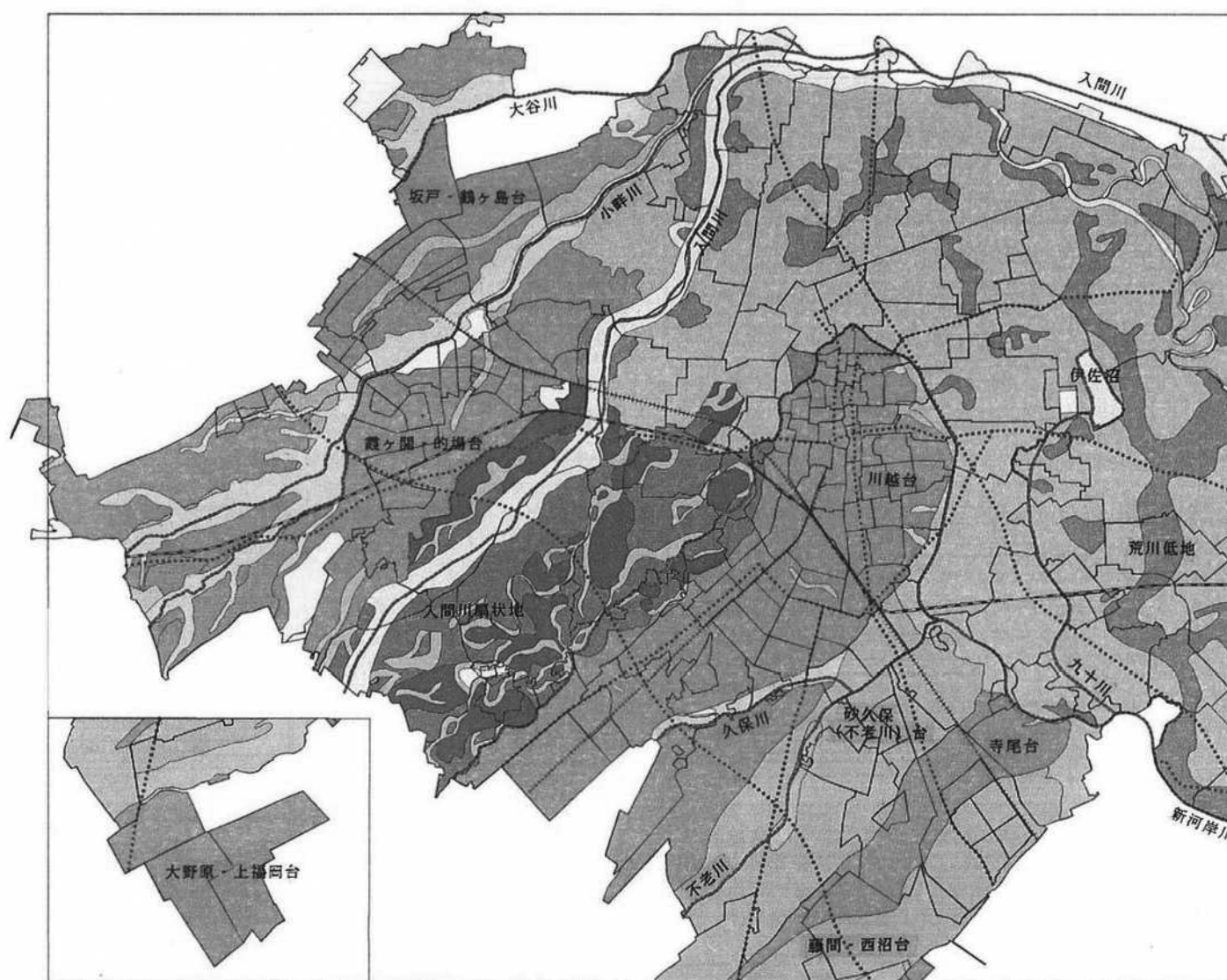
地勢としては、関東平野の中西部に位置し、本市の南部、西部から中央部まで平坦な武蔵野台地の東北端に位置している。また、北部、東部は低層な沖積平野で、本市域はほとんど高低差の無い平地である。また、荒川が本市の東部を、入間川が西部から北部を回って東部へと本市を取り囲むように流れており、さらに新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れるなど、10 の一級河川が流れている。

| 面積                    | 市庁舎の位置         |               |       | 東西の距離    | 南北の距離    | 周囲      |
|-----------------------|----------------|---------------|-------|----------|----------|---------|
|                       | 東経             | 北緯            | 海拔    |          |          |         |
| 109.13km <sup>2</sup> | 139° 29' 08' , | 35° 55' 30' , | 18.5m | 16.27 km | 13.81 km | 86.8 km |

1-29

## 1-30

■地形分類図



■地形と災害の関係

| 区分    |         | 土地条件         | 主な分布地（地区）                                                           | 構成物質（地質）        | 地震災害                                  | 風水害                            |
|-------|---------|--------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 台地    | ①丘陵     | 丘陵           | 霞ヶ関ゴルフ場付近…高麗丘陵、日高台（霞ヶ関）                                             | 関東ローム（5m以上）砂礫   | 低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。                  | 低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。           |
|       | ②台地a    | 最も高い台地（下末吉面） |                                                                     |                 |                                       |                                |
|       | ③台地b    | 高い台地（武蔵野面）   | 坂戸－鶴ヶ島台、霞ヶ関的場台…入間台地（名細・霞ヶ関、霞ヶ関北）川越台、寺尾台、大野原－上福岡台…武蔵野台地（本庁・高階・福原・大東） | 関東ローム（3～5m）砂礫   | 低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。（比高の大きいもの）        | 低地や谷に沿う崖は崩壊するおそれがある。（比高の大きいもの） |
|       | ④台地c    | 低い台地（立川面）    | 砂久保（不老川）台、藤間－西沼台…武蔵野台地（福原・高階）                                       | 関東ローム（1～1.5m）砂礫 | —                                     | 東縁部の低地との比高の小さい地区では浸水のおそれがある。   |
| 低地    | ⑤扇状地a   | 砂礫堆          |                                                                     |                 | —                                     | —                              |
|       | ⑥扇状地b   | 扇状地の一般面      | 入間川低地のJR川越線以南…入間川扇状地（大東）                                            | 砂礫              | 縁辺部では液状化のおそれがある。                      | 破堤の際、浸水のおそれがある。                |
|       | ⑦扇状地c   | 旧低水路         |                                                                     |                 | 場所により液状化のおそれがある。                      | 破堤の際、洪水流の通路となるおそれがある。          |
|       | ⑧低地a    | 自然堤防         |                                                                     | 砂礫～砂・砂質シルト      | 縁辺部では液状化のおそれがある。                      | —                              |
|       | ⑨低地b    | 後背湿地         | 荒川低地及び入間川低地のJR川越線以北（山田・芳野・南古谷・古谷・市街地周辺）                             | シルト、粘土、泥炭       | 地震動の振幅は大きい。（ゆれが大きくなる）                 | 破堤の際、浸水のおそれがある。                |
|       | ⑩低地c    | 旧河道          |                                                                     | 砂、シルト、粘土        | 地震動の振幅は大きい。（ゆれが大きくなる）場所により液状化のおそれがある。 | 破堤の際、洪水流の通路となるおそれがある。          |
|       | ⑪谷底a    | 台地上の浅い谷      | 大谷川、小畔川、久保川等の谷（名細・霞ヶ関）                                              | 関東ローム他          | —                                     | 排水不良による浸水のおそれがある。              |
|       | ⑫谷底b    | 台地を刻む谷       |                                                                     | 粘土、泥炭等          | 粘土や泥炭が厚いところでは地震動の増幅がある。               | 排水不良による浸水のおそれがある。              |
| 人工改変地 | ⑬堤外地・水面 | 高水敷、低水敷      | 荒川、入間川等河川敷、伊佐沼付近                                                    | 砂礫、砂、シルト        | 場所により液状化のおそれがある。                      | 浸水する。                          |
|       |         | 盛土地、切土地      | 霞ヶ関駅周辺（霞ヶ関北）                                                        | 埋土              | 軟弱基盤上の盛土地は沈下、陥没のおそれがある。               | —                              |



## ■川越市の地盤区分

| 区 分                      | 主な分布地（地区）                                                                        | 特 徴                                                                          | 地震時の所見                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ①「高い台地」型                 | 坂戸一鶴ヶ島台（霞ヶ関・名細）<br>霞ヶ関一の場合（霞ヶ関・霞ヶ関北・名細）<br>川越台（本庁・大東）、寺尾台（高階・福原）<br>大野原一上福岡台（福原） | ・関東ローーム（3～5 m）と台地を構成する砂礫層からなる。<br>・砂礫層の下位に東京層 <sup>注1）</sup> の粘性土が分布することがある。 | ・地盤はおおむね良好。<br>・東京層中に粘性土がある場合やや劣。       |
| ②「低い台地」型                 | 砂久保（不老川）台（本庁・高階・福原）<br>藤間一西沼台（高階・福原）                                             | ・関東ローーム（1～1.5 m）と砂礫層からなるが、関東ローームは①の約半分の厚さである。砂礫層の下位は粘性土もしくは砂礫である。            | ・地盤はおおむね良好。<br>・東京層中に粘性土がある場合やや劣。       |
| ③「台地を刻む谷」型               | 小畔川、大谷川、久保川及び不老川に沿う地域                                                            | ・最上部に粘土や泥炭土が薄く分布するが、その下は台地を構成する砂礫である。最下流部は粘性土がやや厚い。                          | ・最下流部で粘性土が厚い場合は、地震動の増幅が大きい。他はおおむね良好。    |
| ④「扇状地」型                  | 入間川低地のＪＲ川越線以南（大東）                                                                | ・砂礫層が卓越する（沖積層）。                                                              | ・おおむね良好、ただし扇状地の地下水の高い地域は液状化の発生するおそれがある。 |
| ⑤「埋没段丘 <sup>注2）</sup> 」型 | 入間川低地の川越線以北及び台地末端部からおよそ1 kmの範囲<br>（市街地周辺・南古谷・名細・山田）                              | ・地下 10～20 mに砂礫層（洪積層）が存在し、その上に粘性土（埋没関東ローーム及び沖積層）が堆積している。                      | ・地震動の増幅はやや大きい。                          |
| ⑥「埋没段丘“浅”」型              | 「砂久保（不老川）台」及び「藤間一西沼台」の荒川方面への延長部<br>（本庁・市街地周辺・南古谷・高階）                             | ・地下 10 m以浅に砂礫層が存在し、その上に粘性土が堆積している。                                           | ・地震動の増幅はやや大きい。                          |
| ⑦「自然堤防」型                 | 荒川に平行する自然堤防地域及び入間川下流部の自然堤防（芳野・古谷・南古谷・名細・山田）                                      | ・沖積層基底（⑤以外では 20～30 m）まで砂層が卓越する。                                              | ・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。            |
| ⑧「中間型」                   | 荒川低地（芳野・古谷・南古谷・山田）                                                               | ・沖積層基底（⑤以外では 20～30 m）まで砂層と粘土層が混在する。                                          | ・地下水位の高いところでは液状化の発生するおそれがある。            |
| ⑨「後背湿地」型                 | 荒川河川敷・伊佐沼付近（芳野・古谷）                                                               | ・沖積層基底（20～30 m）まで粘土層が卓越する。                                                   | ・地震動の増幅はやや大きい。                          |

注1）東京層……武蔵野台地の基盤となる、約12～13 万年前の海進の堆積物

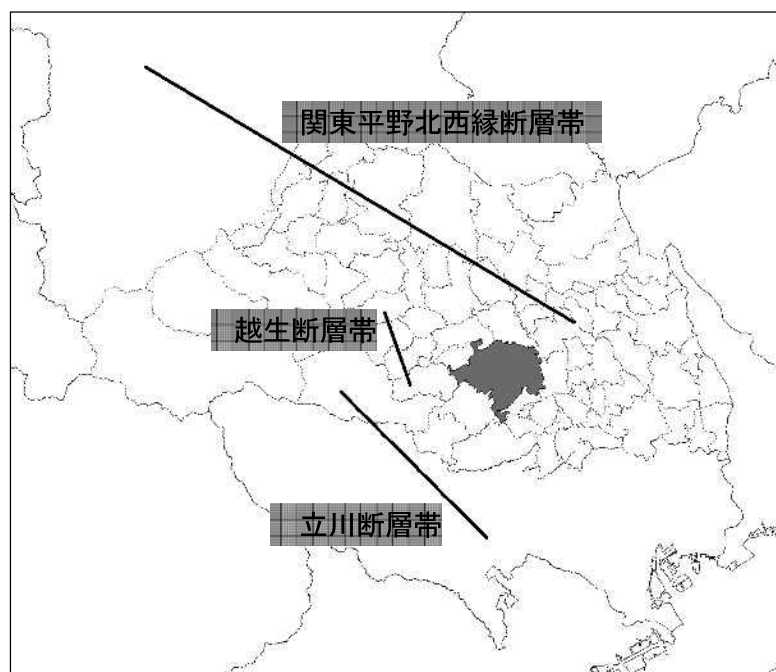
注2）埋没段丘…古い段丘がほとんどの形で新しい堆積物によって埋め立てられたもの。  
海面低下期の段丘がその後の海面上昇で埋没する場合など。

### 第3 活断層

新生代第四紀の後期以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層を活断層と呼ぶ。活断層では地震が過去に繰り返し発生しており、また今後も地震が発生すると考えられているため、活断層の活動度の評価は、そこを震源として発生する地震の予知に役立つと考えられている。活断層の調査は、航空写真の判読、地形分類図の作成、現地での測量や地形観察、ボーリング調査などの方法によって行われている。

活断層は、長期間連続的に動き続けるのではなく、ある一定の周期で瞬間的に動き、他の期間はあまり目立った活動をしないものが多い。活動周期と1回に動く大きさは、各々断層固有の特徴がある。活動周期は、海洋プレート沈み込み地帯などでは100年前後、内陸の断層では数百年～数十万年である。

これまでの国及び県の調査では、本市直下に活断層の存在は報告されていないが、県レベルでは次に示す3つの大きい断層帯の存在が報告されている。



#### ■県下関連活断層の概要

|            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 関東平野北西縁断層帯 | 群馬県南部から埼玉県北西部に延びる南西側隆起の逆断層である。段丘面に撓曲変形を与えるが、多くの部分は平野下に伏在している。          |
| 越生断層帯      | 埼玉県中部・関東山地の東縁を北北西・南南東方向に延びる西側隆起の逆断層である。                                |
| 立川断層帯      | 埼玉県南部から東京都中部にかけて、北西－南東方向に延びる立川断層及び名栗断層からなる北東側隆起の断層帯である。北西部では左横ずれ変位を伴う。 |

## 第4 河川

本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川（10 河川）、天の川等の準用河川（4 河川）その他普通河川、都市下水路等である。

主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。

また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路（1 路）、普通河川（2, 451 河川）があり、管理延長は 838km となっている。

河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図っている。

### ■主要河川の概要

令和 5 年 1 月 1 日現在

| 名称      | 等級   | 市内上流端    | 市内下流端     | 市内流路<br>距離 (km) | 管理者       |
|---------|------|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 荒川      | 一級河川 | 中老袋      | 古谷本郷      | 6.3             | 国土交通省     |
| 入間川     | 一級河川 | 増形       | 古谷本郷      | 19.0            | 国土交通省・埼玉県 |
| 越辺川     | 一級河川 | 福田       | 府川        | 2.0             | 国土交通省     |
| 小畔川     | 一級河川 | 笠幡       | 福田        | 10.3            | 国土交通省・埼玉県 |
| 南小畔川    | 一級河川 | 笠幡       | 笠幡        | 3.4             | 埼玉県       |
| 新河岸川    | 一級河川 | 上野田      | 渋井        | 11.7            | 埼玉県       |
| 不老川     | 一級河川 | 今福       | 砂         | 4.6             | 埼玉県       |
| 九十川     | 一級河川 | 古谷上      | 南田島       | 4.5             | 埼玉県       |
| びん沼川    | 一級河川 | 古谷本郷     | 萱沼        | 2.7             | 埼玉県       |
| 新河岸川放水路 | 一級河川 | 渋井       | 渋井        | 0.7             | 埼玉県       |
| 天の川     | 準用河川 | 天沼新田     | 下小坂       | 3.8             | 川越市       |
| 古川      | 準用河川 | 上寺山      | 府川        | 3.6             | 川越市       |
| 今福川     | 準用河川 | 今福       | 中台元町 1 丁目 | 1.7             | 川越市       |
| 久保川     | 準用河川 | 南大塚 5 丁目 | 岸町 3 丁目   | 2.5             | 川越市       |

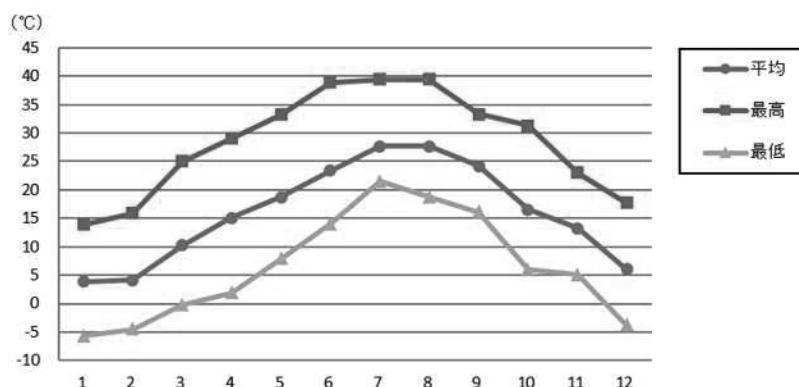
出典）統計かわごえ（令和 4 年版）

## 第5 気象

### 5.1 気温

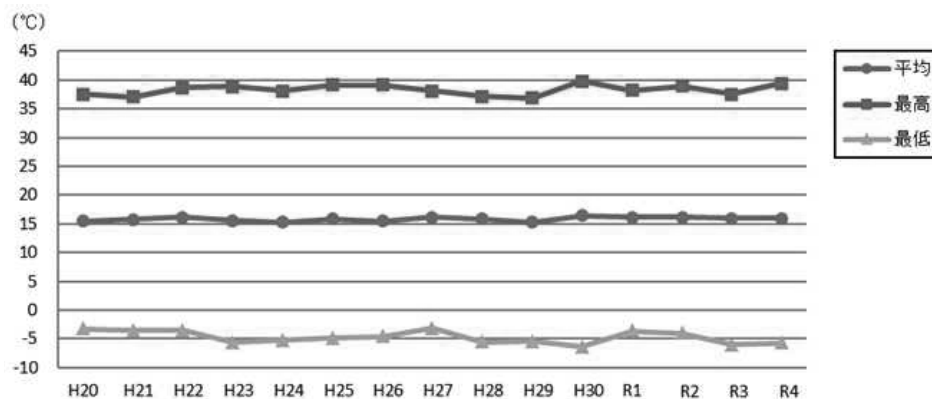
本市における気温の月別変動（令和 4 年）、及び平成 20 年から令和 4 年までの推移を次に示す。

#### ■気温の月別変動



出典）統計かわごえ（令和 4 年版）

## ■気温の経年変化

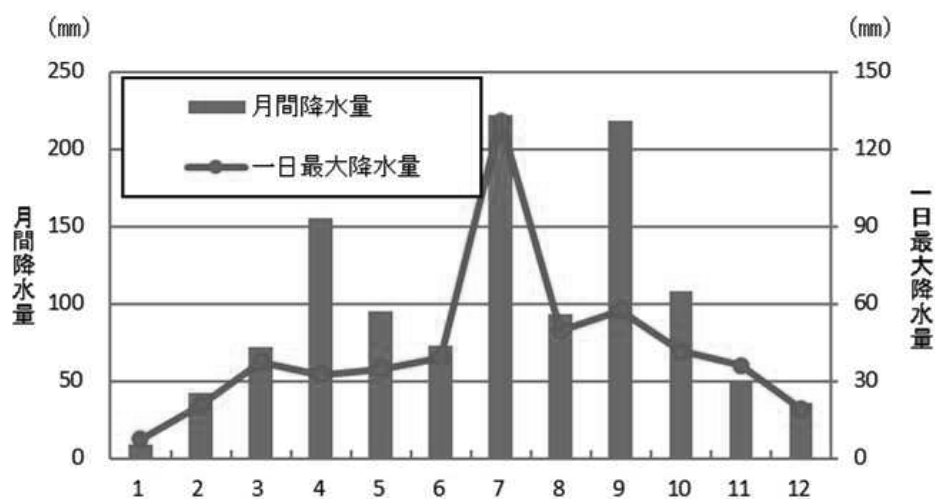


出典) 統計かわごえ (令和4年版)

## 5.2 降水量

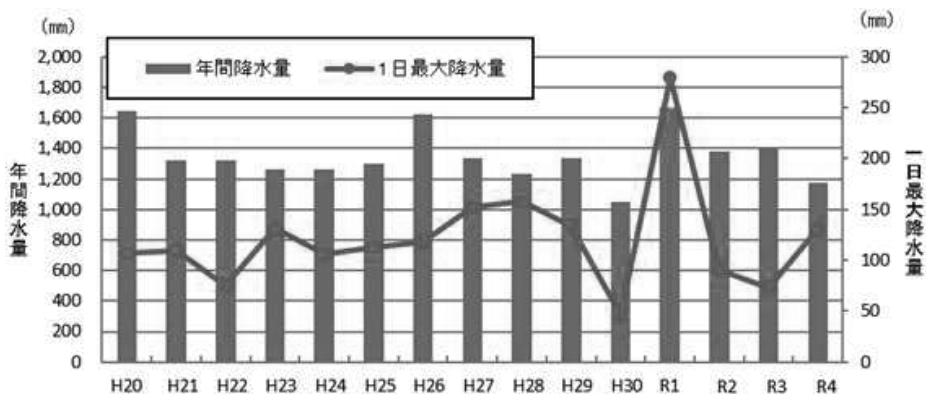
本市における降水量の月別変動 (令和4年) 及び平成20年から令和4年までの推移を次に示す。

### ■降水量の月別変動



出典) 統計かわごえ (令和4年版)

### ■降水量の経年変化



出典) 統計かわごえ (令和4年版)

## 第6 地震災害履歴

過去、埼玉県及び本市において被害をもたらした大規模地震について、その被害の程度と被害特性について整理を行い、地震被害想定の一参考にするとともに震災対策に反映する。

### 6.1 埼玉県における災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近いいわゆる直下型地震と、本県から中～長距離の主として海溝部に起こる巨大地震とがある。

これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害をもたらした地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震及び1931年の西埼玉地震が挙げられる。

埼玉県における地震被害の履歴を次頁に掲げる。

■埼玉県における地震被害

| 発 生<br>年 月 日 | M   | 緯度<br>経度           | 深さ<br>(km) | 震源地域       | 被害記述                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-----|--------------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 818.         | 7.5 | 36.50<br>139.50    | —          | 関東諸国       | 相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の<br>圧死者多数。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 878. 11. 1   | 7.4 | 35.50<br>139.30    | —          | 関東諸国       | 相模・武蔵が特にひどく、５～６日震動が止まらなかった。公私の屋舎１つ<br>全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1615. 6. 26  | 6.5 | 35.70<br>139.70    | —          | 江戸         | 家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1630. 8. 2   | 6.3 | 35.75<br>139.75    |            | 江戸         | 江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々<br>落ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1649. 7. 30  | 7.0 | 35.80<br>139.50    | —          | 武蔵・下野      | 川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3<br>尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長<br>屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の<br>井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。<br>(埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによ<br>るところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1703. 12. 31 | 8.2 | 34.7<br>139.8      | —          | 関東南部       | 相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも<br>津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害<br>の詳細は不明。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1791. 1. 1   | 6.3 | 35.80<br>139.60    | —          | 川越・蔵       | 蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。<br>川越で喜多院の本社屋根など破損。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1854. 12. 23 | 8.4 | 34.00<br>137.80    | —          | 東海         | (埼玉県)推定震度 蔵、桶川、行田5。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1855. 11. 11 | 6.9 | 36.65<br>139.80    | —          | 江戸         | 激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内<br>が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家<br>の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出<br>火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静か<br>で大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろ<br>う。<br>(埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手<br>割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の<br>52か村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置倒壊同然3,243<br>軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被<br>害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷<br>1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、<br>壁落等あり。 |
| 1859. 1. 11  | 6.0 | 35.90<br>139.70    | —          | 岩槻         | 居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1894. 6. 20  | 7.0 | 35.70<br>139.80    | —          | 東京湾北部      | 被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽<br>く、安房、上総は震動はるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。<br>家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂<br>316か所。<br>(埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))<br>あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。<br>南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻<br>巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生<br>じた。                                                                                                                                                            |
| 1894. 10. 7  | 6.7 | 35.60<br>139.80    | —          | 東京湾北部      | 芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小<br>台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1923. 9. 1   | 7.9 | 35.20<br>139.30    | —          | 関東南部       | 死者99,331人、負傷者103,733人、行方不明者43,476人、家屋全壊<br>128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。<br>(埼玉県)死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、<br>半壊7,577軒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1924. 1. 15  | 7.3 | 35.50<br>139.20    | —          | 丹沢山地       | 関東大震災の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東大震災<br>後の家の修理が十分でないことによるものが多い。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1931. 9. 21  | 6.9 | 36.15<br>139.23    | 0          | 埼玉県北部      | (埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根<br>川沿の沖積地に被害が多い。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1968. 7. 1   | 6.1 | 35.59<br>139.26    | 50         | 埼玉県中部      | 深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一<br>部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1人。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1989. 2. 19  | 5.6 | 36.01<br>139.54    | 54         | 茨城県<br>南西部 | 茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に堀、車、窓ガラス破損、熊谷<br>で震度3。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2011. 3. 11  | 9.0 | 38.6.2<br>142.51.6 | 24         | 三陸沖        | 東北地方を中心に死者15,833名、行方不明者2,676名、負傷者6,144名。<br>(埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、<br>一部破損16,161棟、火災発生12件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 6.2 本市における災害履歴

本市において発生した地震災害のなかで最も大きなものは、1923年（大正12年）の関東大地震（関東大震災）である。この地震では、本市の震度は5～6程度であったと推定される。

現在の川越市域に該当する旧市村の被害の内容は、次のとおりである。

市域全体では、人的被害は死者数10人、負傷者6人となっている。建物被害は全壊数88戸、半壊数69戸、破損程度も含めると建物被害総数1,121戸となっている。

地域別では、人的被害は旧川越市、芳野村、霞ヶ関村及び山田村で発生しており、これは、死者の発生がない霞ヶ関村を除いて、全壊戸数の多い地域と対応している。

また、家屋の被害は、市北東部の新河岸川、荒川、入間川沿いでの被害が目立っているが、これは、低地の地盤の性状によるものと考えられる。

### ■関東大震災による本市の被害状況

| 地域区分   | 全戸数<br>(戸) | 建物被害(戸) |    |     |       | 住家被害<br>率(%) | 人的被害(人) |     |
|--------|------------|---------|----|-----|-------|--------------|---------|-----|
|        |            | 全壊      | 半壊 | 破損  | 計     |              | 死者      | 負傷者 |
| 川越市(旧) | 5,452      | 20      | 21 | 372 | 413   | 7.6          | 8       | 1   |
| 田面沢村   | 504        | 2       | 4  | 65  | 71    | 14.1         |         |     |
| 芳野村    | 513        | 19      | 17 | 380 | 416   | 81.1         | 1       | 1   |
| 植木村    | 187        | 10      | 6  | 25  | 41    | 21.9         |         |     |
| 古谷村    | 766        | 12      | 8  | 65  | 85    | 11.1         |         |     |
| 南古谷村   | 692        | 4       | 7  | 40  | 51    | 7.4          |         |     |
| 高階村    | 647        |         |    |     |       | 0            |         |     |
| 福原村    | 611        |         |    |     |       | 0            |         |     |
| 日東村    | 454        |         |    |     |       | 0            |         |     |
| 大田村    | 527        |         |    |     |       | 0            |         |     |
| 霞ヶ関村   | 674        |         |    |     |       | 0            |         | 2   |
| 名細村    | 675        | 3       | 2  | 5   | 10    | 1.5          |         |     |
| 山田村    | 469        | 18      | 4  | 12  | 84    | 7.2          | 1       | 2   |
| 合計     | 12,171     | 88      | 69 | 964 | 1,121 | 9.2          | 10      | 6   |

## 第７ 風水害履歴

本市域における昭和 33 年以前の主な水害では、荒川・入間川本川の堤防決壊及び溢水を伴っていた。その後、両河川の河川改修の進捗により、大河川の水害は減少し、新河岸川をはじめとする中小河川による被害が主要なものとなっていたが、近年は、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防決壊により市内で浸水被害が発生した。

過去に繰り返し浸水害の見られた地区は、市街地周辺、古谷、南古谷等の新河岸川左岸及び入間川右岸の地区である。

本市の主な水害履歴を次に示す。

### ■川越市の主な水害履歴一覧

| 発生<br>年月日               | 災害の<br>種類     | 被害状況           |                             |                 |                 |                  |                         |                     |           |              |                  |            | 災害に対してとつ<br>た体制                                                        | 総雨量<br>(mm)                                   |                                          |
|-------------------------|---------------|----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------------|---------------------|-----------|--------------|------------------|------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|
|                         |               | 人的被害<br>(人)    | 住宅被害                        |                 |                 | 田畑<br>被害<br>(ha) | その他の被害                  |                     |           |              |                  |            |                                                                        |                                               | 被害場所                                     |
|                         |               |                | 全半壊・<br>一部破損<br>(棟)         | 床上<br>浸水<br>(棟) | 床下<br>浸水<br>(棟) |                  | 道路<br>(箇所)              | 鉄道<br>(箇所)          | 橋<br>(箇所) | 河川<br>(箇所)   | 公共<br>施設<br>(箇所) | 公園<br>(箇所) |                                                                        |                                               |                                          |
| 明治 43.<br>8.2～9         |               | 死者 21          | 流出 20 以上<br>半壊 1            | 古谷村<br>全面浸水     | -               | -                | -                       | 川越電<br>鉄 9 日<br>間不通 | 決壊 5      | 破堤<br>多数     | -                | -          | 古谷・日東・大田・霞<br>ヶ関・名細・山田・芳<br>野(村)                                       | (入間郡全体で<br>死者 32 人)                           | -                                        |
| 昭和 22<br>9.14<br>～15    | カスレ台風         | 死者 6           | 4                           | 476             | 385             | 0.6              | 2                       | -                   | 8         | 6            | -                | -          | 川越市・芳野・古谷・<br>霞ヶ関・名細・山田<br>(村)                                         | (罹災人員<br>2,894 人)                             | 206.5<br>(熊谷)                            |
| 33.9.24<br>～27          | 狩野川<br>台風(22) | -              | -                           | -               | -               | -                | -                       | -                   | -         | -            | -                | -          | 川越市の被害状況は<br>不明                                                        | -                                             | -                                        |
| 41.6.28                 | 台風第 4 号       | -              | -                           | 240             | 356             | 2,839            | 5                       | -                   | 8         | -            | -                | -          | 旭団地・角栄団地                                                               | -                                             | 2 日間<br>319.5                            |
| 41.9.25                 | 台風第 26 号      | 死者 1<br>負傷者 10 | 全壊 35<br>半壊 252<br>一部 1,619 | -               | 20              | 3,981            | 各所                      | -                   | -         | -            | -                | -          | 市内各所                                                                   | 災害救助法適用                                       | 前日<br>140                                |
| 57.8.1<br>～2            | 台風第 10 号      | -              | 半壊 1<br>一部 2                | 6               | 37              | 1,345            | -                       | -                   | 破損 1      | -            | -                | 冠水<br>多し   | 握津・小仙波・名細・<br>月吉町                                                      | 警戒第 1<br>床上浸水に見舞金<br>支給                       | 156.5                                    |
| 57.9.11<br>～12          | 台風第 18 号      | -              | -                           | 330             | 1,089           | 2,300            | 破損 2                    | -                   | 破損 1      | 溢水 1         | -                | 冠水<br>多し   | 岸町 1,2・河原町・砂<br>新田・霞ヶ関北・月吉<br>町                                        | 警戒第 2<br>床上浸水に見舞金<br>支給                       | 329.5                                    |
| 平成 2.<br>11.29<br>～12.1 | 台風第 28 号      | -              | -                           | 37              | 157             | 冠水 34            | 冠水 31                   | -                   | 破損 2      | 溢水 2         | -                | -          | 岸町 1・仙波 4・木野<br>目・砂新田 1・寺尾                                             | 警戒第 1<br>河川溢水<br>不老川・新河岸川                     | 189                                      |
| 3.9.19<br>～20           | 台風第 18 号      | -              | -                           | 27              | 329             | 1                | 冠水 90                   | -                   | -         | -            | -                | -          | 岸町 1・砂・木野目                                                             | 警戒第 2                                         | 172                                      |
| 8.9.22                  | 台風第 17 号      | -              | -                           | 50              | 182             | -                | 冠水 16<br>通止 5           | -                   | -         | -            | -                | -          | 岸町 1・砂新田・砂・<br>木野目・上新河岸 他                                              | 警戒体制第 1 配<br>備                                | 186.5                                    |
| 10.8.6                  | 大雨            | -              | -                           | 18              | 46              | -                | -                       | 不通 1                | -         | -            | -                | -          | 連雀町・中原町・松<br>江町・小仙波町 2 丁<br>目仲町・久保町                                    | 110 人                                         | 60.5                                     |
| 10.8.28<br>～31          | 集中豪雨          | -              | -                           | 731             | 1,390           | 田 25<br>畑 95     | 冠水 19                   | 不通 2                | -         | -            | -                | -          | 岸町 1,2・砂・下新河<br>岸・南大塚・牛子・木<br>野目 他                                     | 警戒体制第 2<br>災害救助法適用<br>災害対策本部設<br>置 延べ 2,956 人 | 8/27～31<br>425.5<br>日最大<br>8/28<br>282.5 |
| 10.9.15<br>～16          | 台風第 5 号       | -              | -                           | 2               | 387             | 田 37<br>畑 0.5    | 冠水 8                    | -                   | -         | -            | -                | -          | 岸町 1・砂・南田島・<br>寺尾・上新河岸 他                                               | -                                             | 190                                      |
| 11.8.14<br>～15          | 集中豪雨          | -              | -                           | 136             | 829             | 36.05            | 22                      | -                   | -         | -            | -                | 9          | 岸町 1,2,3・古谷上・<br>木野目・砂・寺尾                                              | -                                             | 299.5                                    |
| 11.8.24                 | 集中豪雨          | -              | 落雷による<br>火災 6               | 30              | 275             | -                | 2                       | -                   | -         | -            | -                | -          | 岸町 2,3・砂・旭町 3・<br>砂新田 1                                                | -                                             | 57.0                                     |
| 12.7.7<br>～8            | 台風第 3 号       | -              | -                           | 1               | 95              | 47.05            | 冠水 12<br>通止 7           | -                   | -         | -            | -                | -          | 寺尾・扇河岸岸町 1・<br>府川砂新田上・木野<br>目・南野島                                      | 警戒体制<br>第 1 配備<br>延べ 742 人                    | 189.0                                    |
| 12.9.11<br>～12          | 台風第 14 号      | -              | -                           | 54              | 273             | 65.0             | 通止 15                   | 不通 1                | -         | -            | -                | -          | 岸町 1・小仙波町 4・<br>砂新田・砂・扇河岸<br>他                                         | 警戒体制<br>第 1 配備                                | 250.0                                    |
| 20.8.28<br>～29          | 集中豪雨          | -              | -                           | 7               | 73              | -                | 冠水 37                   | -                   | -         | -            | -                | 5          | 旭町 1,2,3・岸町 1,3・<br>小仙波町 2・寿町<br>1・中原町 1,2・木野<br>目・南田島・寺尾・霞<br>ヶ関東 5 他 | -                                             | 218.5                                    |
| 29.10.22<br>～23         | 台風第 21 号      | -              | 半壊 45                       | 201             | 234             | 1.8              | 冠水 44<br>通止 34<br>陥没 13 | -                   | -         | 溢水 2         | 浸水 2             | 冠水 20      | 岸町 1・山田・南田<br>島・木野目・下新河<br>岸・府川・菅間・砂・寺<br>山他                           | 警戒体制<br>第 1 配備                                | 260.5                                    |
| 令和元<br>年.10.12<br>～13   | 台風第 19 号      | 負傷者 3          | 半壊 127<br>一部 69             | 79              | 277             | 1.49             | 冠水 6<br>通止 44<br>損壊 1   | -                   | 1         | 破堤 1<br>溢水 2 | 浸水 1             | 浸水 10      | 寺尾、下小坂、岸町<br>1、菅間、南田島、木<br>野目、小堤他                                      | 非常体制<br>第一配備                                  | 325.0                                    |

## 第2節 社会環境の特性

本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、再開発事業による駅前の整備などにより、その活気と魅力を保ちながら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観を尊重した街づくりを進めている。

また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村ごとのまとまりを基本に、市役所市民センター管轄によって12地区に区分されている。なかでも、本庁管内は約11万人と人口が最も多い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口が急激に増加している。

本市の防災面からみた社会環境の特性を次に示す。



## 第1 人口

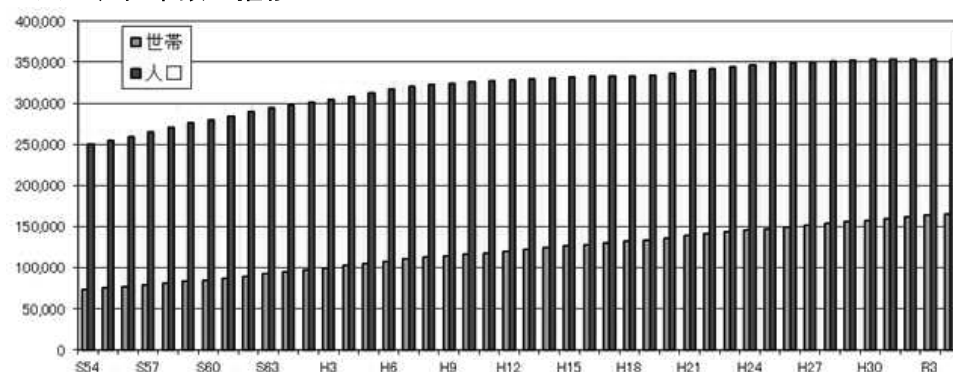
### 1.1 人口、世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、令和5年1月1日現在 353,183 人、165,838 世帯となっている。

総人口は、昭和40年代には年間10,000人以上増加していたが、昭和50年以降、増加数は緩やかとなり、昭和60年代には5,000人前後、平成10年以降は1,000人程度まで低下しており、増加の割合は年々低くなっている。一方、世帯数はほぼ一定の割合で増加している。

人口、世帯数の推移を次に図示する。

■人口、世帯数の推移



出典) 統計かわごえ(令和4年版)

### 1.2 地区別人口、世帯数

本市の地区別人口は、本庁地区が105,847人と最も多く全体の30.0%を占めている。次に多いのが高階地区の53,454人で15.1%、以下順に大東地区の35,233人、霞ヶ関地区の32,499人で、最も少ないのが芳野地区の5,412人で全体の1.5%となっている。

地区別世帯数も人口と同様に本庁地区が52,849世帯と最も多く全体の31.9%を占めている。次に多いのが高階地区の25,919世帯で15.6%、以下順に大東地区の15,941世帯、霞ヶ関地区の14,491世帯で、最も少ないのが芳野地区の2,227世帯で全体の1.3%となっている。

■地区別人口、世帯数

[令和5年1月1日現在]

|      | 人口(人)   | 構成比(%) | 世帯数(世帯) | 構成比(%) |
|------|---------|--------|---------|--------|
| 本庁   | 105,847 | 30.0   | 52,849  | 31.9   |
| 芳野   | 5,412   | 1.5    | 2,227   | 1.3    |
| 古谷   | 10,228  | 2.9    | 4,485   | 2.7    |
| 南古谷  | 25,154  | 7.1    | 10,859  | 6.5    |
| 高階   | 53,454  | 15.1   | 25,919  | 15.6   |
| 福原   | 21,043  | 6.0    | 9,087   | 5.5    |
| 大東   | 35,233  | 10.0   | 15,941  | 9.6    |
| 霞ヶ関  | 32,499  | 9.2    | 14,491  | 8.7    |
| 川鶴   | 5,533   | 1.6    | 2,591   | 1.6    |
| 霞ヶ関北 | 16,669  | 4.7    | 8,174   | 4.9    |
| 名細   | 30,219  | 8.6    | 14,121  | 8.5    |
| 山田   | 11,892  | 3.4    | 5,094   | 3.1    |
| 川越市計 | 353,183 | 100.0  | 165,838 | 100.0  |

出典) 統計かわごえ(令和4年版)

### １．３ 要配慮者人口

#### （１）高齢者人口

本市の高齢者（65 歳以上）の人口は 95,418 人（令和 5 年 1 月 1 日現在）で、総人口に占める割合は 27.02%となっている。そのうち、80 歳以上の人口は 30,520 人で、総人口の 8.6%となっている。なお、一人暮らしの高齢者は、平成 27 年 10 月 1 日現在 13,464 人となっている。

地区別の高齢者人口（65 歳以上）は、本庁地区が 26,988 人で最も多く、以下順に高階地区の 14,265 人、大東地区の 8,975 人、霞ヶ関地区の 8,712 人、名細地区の 8,391 人となっている。

また、地区別の高齢者割合は、川鶴地区が 43.4%と最も高く、以下順に古谷地区の 35.3%、霞ヶ関北地区の 35.1%、福原地区の 28.5%となっており、高齢者割合が最も低いのは、南古谷地区の 23.1%、次いで山田地区の 24.8%となっている。

地区別高齢者人口を次に表示する。

| ■地区別高齢者人口 |         | [令和 5 年 1 月 1 日現在] |       |
|-----------|---------|--------------------|-------|
| 地区        | 総数      | 65 歳以上             |       |
|           |         | 人口（人）              | 割合（％） |
| 市内全域      | 353,183 | 95,418             | 27.0  |
| 本庁        | 105,847 | 26,988             | 25.5  |
| 芳野        | 5,412   | 1,463              | 27.0  |
| 古谷        | 10,228  | 3,605              | 35.3  |
| 南古谷       | 25,154  | 5,809              | 23.1  |
| 高階        | 53,454  | 14,265             | 26.7  |
| 福原        | 21,043  | 6,000              | 28.5  |
| 大東        | 35,233  | 8,975              | 25.5  |
| 霞ヶ関       | 32,499  | 8,712              | 26.8  |
| 川鶴        | 5,533   | 2,402              | 43.4  |
| 霞ヶ関北      | 16,669  | 5,856              | 35.1  |
| 名細        | 30,219  | 8,391              | 27.8  |
| 山田        | 11,892  | 2,952              | 24.8  |

出典）統計かわごえ（令和 5 年版）

#### （２）乳幼児人口

本市の 0～4 歳の人口は 11,851 人（令和 5 年 1 月 1 日現在）で、総人口 353,183 人の 3.3%となっている。

#### （３）障害者人口

本市の身体障害者は 9,710 人、知的障害者は 2,931 人、精神障害者は 3,761 人となっている。身体障害者のうち、肢体不自由者が 4,580 人と最も多く、次いで内部障害者の 3,491 人となっている。

■身体障害者の人口

[令和5年3月31日現在]

| 総数      | 視覚障害  | 聴覚・平衡障害 | 音声・言語障害 | 肢体不自由   | 内部障害    |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 9,710 人 | 694 人 | 833 人   | 112 人   | 4,580 人 | 3,491 人 |

出典) 障害者福祉課

■知的障害・精神障害者の人口 [令和5年3月31日現在]

| 知的障害者   | 精神障害者   |
|---------|---------|
| 2,931 人 | 3,761 人 |

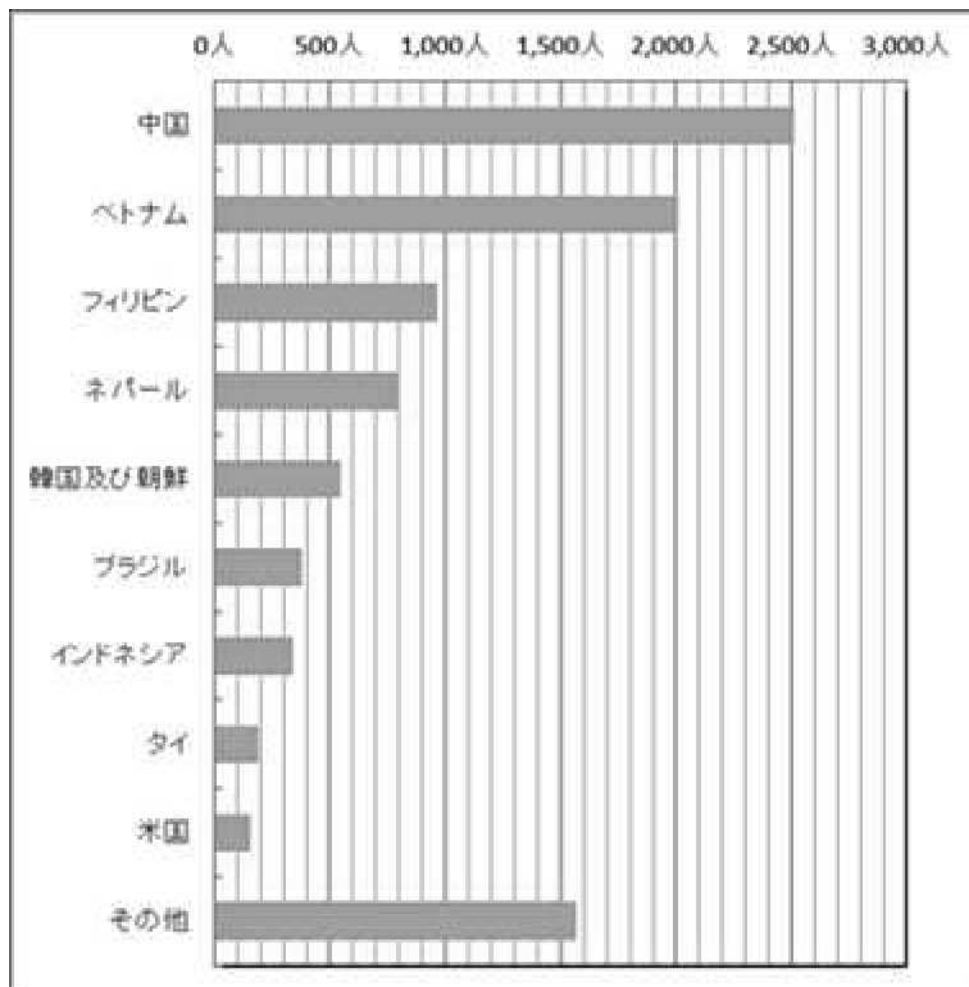
出典) 障害者福祉課

(4) 外国人人口

令和5年1月1日現在、本市に住民登録している外国人は、91 か国 9,411 人で、総人口の2.5%となっている。

国籍別人口で最も多いのは中国で、以下順にベトナム、フィリピン、ネパール、韓国及び朝鮮、ブラジル、インドネシア（以上、本市に150人以上在住している国）となっている。

■国籍別の外国人人口



## 1.4 市外への就業者及び通学者数（昼夜間人口）

本市から市外へ通勤・通学している者は、86,022 人であるが、そのうち県内各市町に通勤・通学している者は 53,475 人、東京都など県外に通勤・通学している者は 32,547 人となっている。

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 46,790 人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 47,399 人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 25 年 11 月、埼玉県）。

■本市からの就業・通学者数（15 歳以上）

[令和 2 年 10 月 1 日現在]

| 区分                | 計       | 就業者     | 通学者    |
|-------------------|---------|---------|--------|
| 当地に常住する就業者・通学者 ※1 | 168,913 | 154,330 | 14,583 |
| 自市町村で従業・通学        | 78,573  | 72,941  | 5,632  |
| 他市区町村で従業・通学 ※2    | 86,022  | 77,270  | 8,752  |
| 県内                | 53,475  | 48,134  | 5,341  |
| さいたま市             | 7,579   | 6,715   | 864    |
| 狭山市               | 5,908   | 5,506   | 402    |
| ふじみ野市             | 4,688   | 4,528   | 160    |
| 坂戸市               | 3,447   | 2,681   | 766    |
| 所沢市               | 3,318   | 2,968   | 350    |
| 鶴ヶ島市              | 2,883   | 2,825   | 58     |
| 三芳町               | 2,211   | 2,190   | 21     |
| その他の市町村           | 23,441  | 20,721  | 2,720  |
| 県外                | 32,547  | 29,136  | 3,411  |
| 東京都               | 30,306  | 27,171  | 3,135  |
| 千代田区              | 3,493   | 3,269   | 224    |
| 新宿区               | 3,452   | 3,123   | 329    |
| 豊島区               | 3,215   | 2,862   | 353    |
| 港区                | 2,377   | 2,322   | 55     |
| 板橋区               | 2,129   | 1,877   | 252    |
| その他の市区町村          | 15,640  | 13,718  | 1,922  |
| 神奈川県              | 816     | 700     | 116    |
| 千葉県               | 531     | 447     | 84     |
| その他の道府県           | 894     | 818     | 76     |

※1 従業地・通学地「不詳」を含む。

※2 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む

出典）国勢調査報告から収録（情報政策課）

## ■昼夜間人口

[各年10月1日現在]

| 年     | 夜間人口※   | 流出口    | 流入人口   | 昼間人口※   | 昼夜間人口<br>比率(%) |
|-------|---------|--------|--------|---------|----------------|
| 平成12年 | 330,402 | 97,196 | 76,226 | 309,432 | 93.7           |
| 17    | 331,836 | 90,666 | 79,116 | 320,286 | 96.5           |
| 22    | 342,670 | 86,045 | 76,251 | 332,876 | 97.1           |
| 27    | 350,745 | 89,131 | 77,049 | 338,663 | 96.6           |
| 令和2年  | 354,571 | 84,432 | 72,913 | 343,052 | 96.8           |

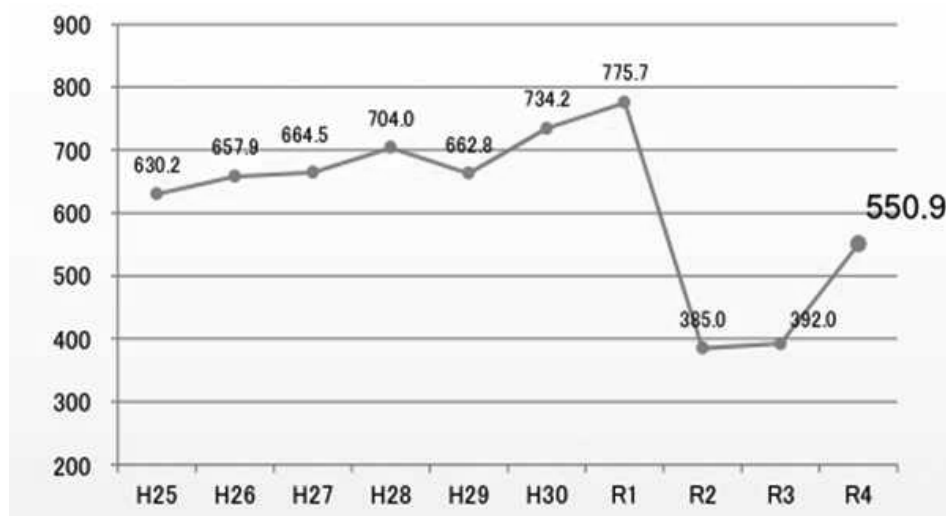
注) 平成17年までは、年齢「不詳」を含まない。 ※は労働力状態「不詳」を含む。  
出典) 国勢調査報告から収録(情報政策課)

## 1.5 観光客数

## (1) 観光客数の推移

本市への観光客数は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請のため過去のピーク時より減少しましたが回復しつつある。

## ■観光客数の推移(単位:万人)



引用) 川越市観光アンケート調査 報告書(2022年)

## (2) 観光客の特徴

市が実施した「川越市観光アンケート調査 報告書(2022年)」による観光客の特徴は次のとおりである。

## ■本市観光客の特徴

| 項目      | 内容                                                                                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光客の出発地 | 県内が最も多く全体の 47.8%を占め、以下順に、東京都からが 22.3%、神奈川県からが 7.5%、千葉県からが 5.1%、群馬県からが 2.3%となっている。                           |
| 年齢区分    | 50 歳代以上の中高年層が最も多く全体の 32.4%を占め（60 歳以上が 9.1%、50 歳代が 23.3%）、以下順に 40 歳代が 25.4%、30 歳代が 19.0%、20 歳代が 17.9%となっている。 |
| 交通手段    | 鉄道３社（JR 線、東武線、西武線）を利用する観光客が最も多く全体の 46.5%を占め、自家用車利用客が 44.2%、路線バス利用客が 1.4%となっている。                             |
| 滞在期間    | 日帰りが全体の 94.2%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。                                                                        |

## 第2 建物

1968年（昭和43年）の十勝沖地震を教訓として、昭和46年に建築基準法の見直しが行われた。さらに、1978年（昭和53年）の宮城県沖地震を教訓として、昭和56年に耐震設計基準が大幅に改正され、現在の新耐震設計基準が誕生した。なお、新耐震設計基準により建築された建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

住宅について、本市では、所有者への啓発活動や耐震診断および耐震改修に対する補助を行う等、耐震化の促進に取り組んでおり、近年、耐震化率は向上しているものの、令和3年3月31日現在、耐震性のない建物は全体の5.5%（全住宅151,203戸のうち耐震性のない建物8,348戸）存在している。

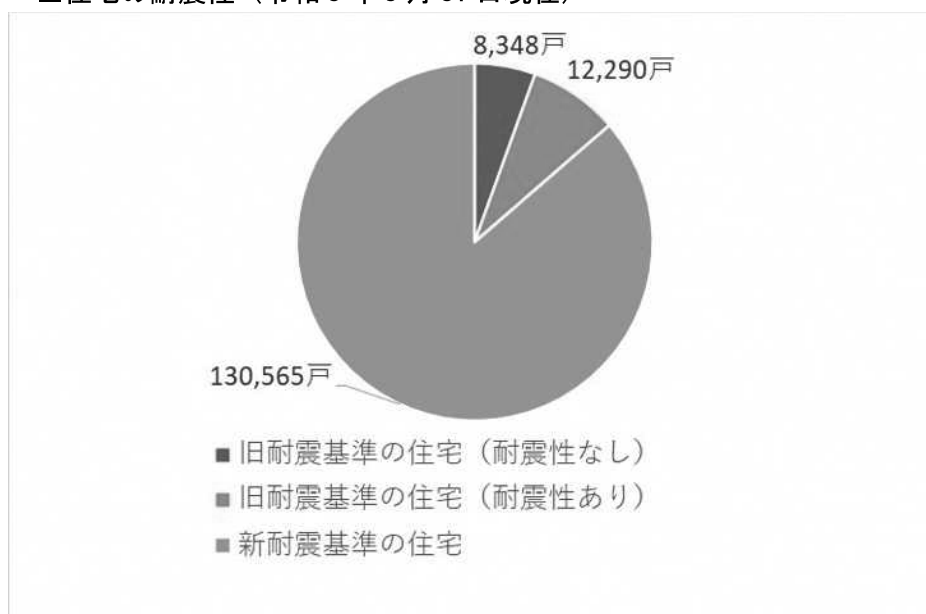
### ■近年における住宅の耐震性

[令和3年3月31日現在、単位：戸]

| 区分             | 旧耐震基準の住宅 |        |        | 新耐震基準<br>の住宅 | 計       | 耐震化率      |
|----------------|----------|--------|--------|--------------|---------|-----------|
|                |          |        |        |              |         |           |
|                | 耐震性なし    | 耐震性あり  |        |              |         |           |
|                | a        | b      | c      | d            | e(=a+d) | f(=c+d/e) |
| 平成25年<br>10月1日 | 30,014   | 11,629 | 18,385 | 111,136      | 141,140 | 91.8%     |
| 平成30年<br>10月1日 | 22,989   | 9,246  | 13,743 | 124,691      | 147,680 | 93.7%     |
| 令和3年<br>3月31日  | 20,638   | 8,348  | 12,290 | 130,565      | 151,203 | 94.5%     |

出典）第3期川越市建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）

### ■住宅の耐震性（令和3年3月31日現在）



出典）第3期川越市建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）に基づき編集

## 第3 交通

### 3.1 道路・交通の状況

本市は、古くから交通の要所として栄えてきたまちで、国道16号や国道254号をはじめとした主要な幹線道路が中心市街地から放射状に延びる構造となっている。中心市街地や幹線道路の交差点に自動車が集積し、渋滞が発生しているため、交差点の改良などが求められている。

また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が東名・中央・関越・東北・常磐などの各自動車道とつながり、高速交通の利便性が向上し、自動車交通量が増加していることから、環状道路の整備・促進も求められている。

本市の鉄道は、3事業者により運行され、市内には11の鉄道駅がある。平成25年3月からは、鉄道5社による相互直通運転が行われ、横浜方面までつながり、利便性が向上している。

また、令和元年11月から、相鉄線がJR線に乗り入れ、海老名方面へのアクセスが可能となっている。

さらには、本市の路線バスは、川越駅や本川越駅を中心に放射状に運行しており、市の中心部では鉄道と並び基幹的公共交通となっている。

### 3.2 鉄道利用者の状況

本市を通る鉄道路線のJR川越線、東武東上線、西武新宿線各駅の乗車人数は、次のとおりである。

各駅の中でも最も乗車人数の多い駅は、令和3年度の実績で、東武東上線の川越駅で1日当たり49,594人、以下順に、JR川越線の川越駅で30,932人、西武新宿線の本川越駅で21,604人、東武東上線の川越市駅で19,068人、東武東上線の鶴ヶ島駅で12,213人、東武東上線の霞ヶ関駅で11,129人となっている。

■乗車人員数（東日本旅客鉄道）

| 年度       |      | 乗車人員         |         |        |
|----------|------|--------------|---------|--------|
|          |      | 年間総数         | 1日当たり   | 割合（％）  |
| 平成 29 年度 |      | 19, 804, 766 | 54, 152 | －      |
| 平成 30 年度 |      | 19, 808, 478 | 54, 074 | －      |
| 令和 1 年度  |      | 19, 718, 982 | 53, 877 | －      |
| 令和 2 年度  |      | 14, 324, 790 | 39, 246 | －      |
| 令和 3 年度  |      | 16, 165, 850 | 44, 290 | 100. 0 |
|          | 南古谷駅 | 2, 535, 290  | 6, 946  | 15. 7  |
|          | 川越駅  | 11, 290, 180 | 30, 932 | 69. 8  |
|          | 西川越駅 | 423, 035     | 1, 159  | 2. 6   |
|          | 的場駅  | 1, 002, 655  | 2, 747  | 6. 2   |
|          | 笠幡駅  | 914, 690     | 2, 506  | 5. 7   |

出典）統計かわごえ（令和4年版を基に編集）

■乗車人員数（東武ステーションサービス）

| 年度       | 乗車人員         |          |        |
|----------|--------------|----------|--------|
|          | 年間総数         | 1 日当たり   | 割合（％）  |
| 平成 29 年度 | 47, 446, 864 | 126, 609 | －      |
| 平成 30 年度 | 48, 086, 635 | 128, 314 | －      |
| 令和 1 年度  | 47, 646, 560 | 130, 182 | －      |
| 令和 2 年度  | 33, 097, 645 | 90, 678  | －      |
| 令和 3 年度  | 37, 622, 642 | 103, 076 | 100. 0 |
| 新河岸駅     | 4, 041, 284  | 11, 072  | 10. 7  |
| 川越駅      | 18, 101, 947 | 49, 594  | 48. 1  |
| 川越市駅     | 6, 959, 736  | 19, 068  | 18. 5  |
| 霞ヶ関駅     | 4, 062, 082  | 11, 129  | 10. 8  |
| 鶴ヶ島駅     | 4, 457, 593  | 12, 213  | 11. 9  |

出典）統計かわごえ（令和4年版を基に編集）

■乗車人員数（西武鉄道）

| 年度       |      | 乗車人員         |          |        |
|----------|------|--------------|----------|--------|
|          |      | 年間総数         | 1 日 当 たり | 割 合（％） |
| 平成 29 年度 |      | 12, 661, 606 | 32, 858  | －      |
| 平成 30 年度 |      | 12, 953, 893 | 33, 797  | －      |
| 令和 1 年度  |      | 12, 887, 094 | 35, 211  | －      |
| 令和 2 年度  |      | 9, 317, 223  | 25, 527  | －      |
| 令和 3 年度  |      | 10, 544, 356 | 28, 889  | 100. 0 |
|          | 南大塚駅 | 2, 658, 799  | 7, 284   | 25. 2  |
|          | 本川越駅 | 7, 885, 557  | 21, 604  | 74. 8  |

出典）統計かわごえ（令和4年版を基に編集）

## 第4 土地利用

### 4.1 土地利用の状況

本市の総面積は 109.13km<sup>2</sup> で、令和 4 年現在の地目別土地面積では、宅地が最も大きく 35.87km<sup>2</sup> と全体の 32.9%を占めている。宅地に次いで大きいのがその他の 22.80km<sup>2</sup> で全体の 20.9%を占めている。以下順に、田の 20.22km<sup>2</sup> で 18.5%、畑の 16.49km<sup>2</sup> で 15.1%、雑種地の 10.12km<sup>2</sup> で 9.3%となっている。

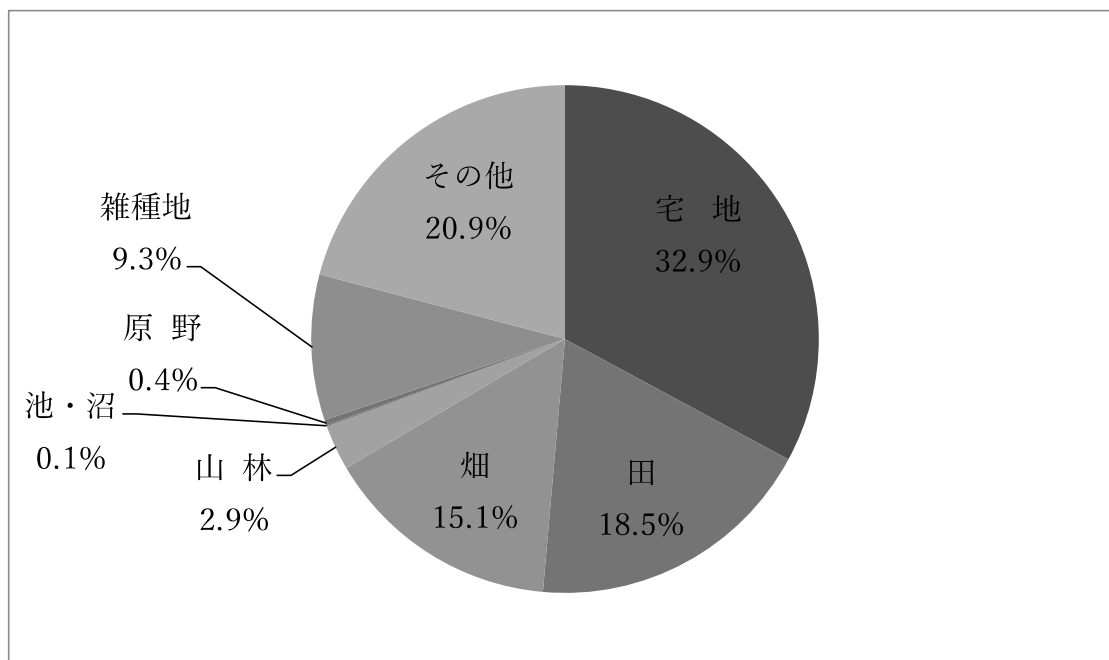
地目別土地面積の推移は、田畑の減少とあいまって宅地が増加傾向にある。

■地目別土地面積の推移

[単位：km<sup>2</sup>、各年1月1日現在]

| 年次    | 総数     | 宅地    | 田     | 畑     | 山林   | 池・沼  | 原野   | 雑種地   | その他   |
|-------|--------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|
| 平成30年 | 109.13 | 35.29 | 20.70 | 17.10 | 3.39 | 0.07 | 0.41 | 9.56  | 22.61 |
| 令和1年  | 109.13 | 35.41 | 20.42 | 16.77 | 3.33 | 0.07 | 0.39 | 9.98  | 22.76 |
| 令和2年  | 109.13 | 35.52 | 20.36 | 16.70 | 3.29 | 0.07 | 0.39 | 10.03 | 22.77 |
| 令和3年  | 109.13 | 35.71 | 20.27 | 16.60 | 3.24 | 0.07 | 0.39 | 10.06 | 22.79 |
| 令和4年  | 109.13 | 35.87 | 20.22 | 16.49 | 3.17 | 0.07 | 0.39 | 10.12 | 22.80 |

出典) 統計かわごえ (令和4年版)



## 4.2 区域区分及び用途地域

本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、29.48％と70.52％である。

用途地域別の面積では、住居系の区域が最も多く市街化区域全体の77.6％を占め、次に多いのが工業系の区域で16.3％、最も少ないのが商業系で6.1％となっている。

### ■市街化区域及び市街化調整区域

[令和5年1月1日現在]

| 区分      | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|---------|---------|--------|
| 総数      | 10,916  | 100.0  |
| 市街化区域   | 3,218   | 29.48  |
| 市街化調整区域 | 7,698   | 70.52  |

出典) 統計かわごえ (平成4年版)

### ■用途地域別面積

[令和5年1月1日現在]

| 区分           | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|--------------|---------|--------|
| 総数           | 3,218.5 | 100    |
| 第一種低層住居専用地域  | 827.2   | 25.7   |
| 第二種低層住居専用地域  | 67.8    | 2.1    |
| 第一種中高層住居専用地域 | 427.3   | 13.3   |
| 第二種中高層住居専用地域 | 54.9    | 1.7    |
| 第一種住居地域      | 859.2   | 26.7   |
| 第二種住居地域      | 206.5   | 6.4    |
| 準住居地域        | 53.4    | 1.7    |
| 近隣商業地域       | 83.9    | 2.6    |
| 商業地域         | 114.9   | 3.5    |
| 準工業地域        | 272.8   | 8.5    |
| 工業地域         | 41      | 1.3    |
| 工業専用地域       | 209.6   | 6.5    |

出典) 統計かわごえ (令和4年版)

## 第3節 被害想定



## 第1 地震被害想定

|          |
|----------|
| 1.1 想定地震 |
| 1.2 想定結果 |

### 1.1 想定地震

埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになったこと、また、前回調査から6年が経過したことによる県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、以下の5つの地震を選定している。

#### ■想定地震の概要

| 想定地震          | マグニチュード | 地震のタイプ        |
|---------------|---------|---------------|
| 東京湾北部地震       | 7.3     | プレート境界で発生する地震 |
| 茨城県南部地震       | 7.3     |               |
| 元禄型関東地震       | 8.2     |               |
| 立川断層帯地震       | 7.4     | 活断層で発生する地震    |
| 関東平野北西縁断層帯地震※ | 8.1     |               |

※：関東平野北西縁断層帯は地震調査研究推進本部で深谷断層帯・綾瀬川断層に見直されている。

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

#### ■被害想定予測条件

| 項目            | 条件    | 内容                              |
|---------------|-------|---------------------------------|
| 季節・時刻<br>3ケース | 夏12時  | 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース |
|               | 冬5時   | 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース  |
|               | 冬18時  | 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース  |
| 風速<br>2ケース    | 3 m/s | 平均的な風速のケース                      |
|               | 8 m/s | 強風のケース                          |

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

■想定地震の断層位置図



出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

■被害予測項目

| 項目     | 予測内容                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 地震動    | 震度                                                          |
| 液状化    | 液状化可能性                                                      |
| 地盤災害   | 急傾斜地崩壊                                                      |
| 建物被害   | 全壊数、半壊数                                                     |
| 火災被害   | 出火件数、焼失数                                                    |
| 人的被害   | 死者数、負傷者数                                                    |
| 津波遡上   | 河川遡上による津波高さ、浸水域分布                                           |
| 交通被害   | 道路橋りょう被害、鉄道路線被害                                             |
| ライフライン | 電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数                                |
| 生活支障   | 避難者数、帰宅困難者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、災害時要援護者数、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障 |
| その他    | 危険物等関連施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震、大規模盛土造成地、防災公共施設、震災廃棄物量、直接被害額 |

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

## 1.2 想定結果

埼玉県が想定した5地震による本市への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯地震」である。

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市における最大震度は7と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が3,361棟、半壊数が8,070棟、焼失数が1,069棟と予想されている。

人的被害については、死者数が215人、負傷者数が1,627人と予想されている。避難者数（1日後）は、18,006人、帰宅困難者数は最大47,399人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が89,906人となっている。

また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は6弱と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。

建築物被害は、全壊数が27棟、半壊数が144棟、焼失数が57棟と予想されている。

人的被害については、死者数が0人、負傷者数が23人と予想されている。避難者数（1日後）は338人、帰宅困難者数は最大46,790人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が45,681人となっている。

### ■想定結果（本市関連）

| 項 目          |              |            | 想定地震   | 東京湾北部<br>地震 | 茨城県南部<br>地震 | 元禄型関東<br>地震 | 立川断層帯<br>による地震<br>(破壊開始点南) | 関東平野北西縁<br>断層帯地震<br>(破壊開始点南) |
|--------------|--------------|------------|--------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|------------------------------|
| 本市の最大震度      |              |            |        | 6 弱         | 5 強         | 5 強         | 6 弱                        | 7                            |
| 建物被害<br>(棟)  | 全壊数          |            |        | 27          | 117         | 14          | 21                         | 3,361                        |
|              | 半壊数          |            |        | 144         | 204         | 46          | 296                        | 8,070                        |
|              | 焼失数          | 冬18時, 8m/s |        | 57          | 36          | 37          | 70                         | 1,069                        |
| 人的被害<br>(人)  | 死者数          | 夏12時, 8m/s | 0      | 0           | 0           | 0           | 109                        |                              |
|              |              | 冬5時, 8m/s  | 0      | 0           | 0           | 0           | 215                        |                              |
|              |              | 冬18時, 8m/s | 0      | 0           | 0           | 1           | 155                        |                              |
|              | 負傷者数         | 夏12時, 8m/s | 18     | 5           | 7           | 53          | 1,250                      |                              |
|              |              | 冬5時, 8m/s  | 16     | 3           | 4           | 44          | 1,627                      |                              |
|              |              | 冬18時, 8m/s | 23     | 8           | 9           | 58          | 1,267                      |                              |
| 1 日後避難者数 (人) |              | 冬18時, 8m/s | 338    | 589         | 187         | 426         | 18,006                     |                              |
| 帰宅困難者数 (人)   |              | 平日12時      | 46,790 | 25,643      | 45,169      | 40,736      | 47,399                     |                              |
| ライフライン       | 上 水 道 (断水人口) |            |        | 45,681      | 208         | 272         | 5,581                      | 89,906                       |

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

## 第2 風水害被害想定

|     |           |
|-----|-----------|
| 2.1 | 浸水想定河川・区域 |
| 2.2 | 浸水想定結果    |
| 2.3 | 水害危険区域    |

### 2.1 浸水想定河川・区域

洪水災害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市の場合、市域を荒川、入間川をはじめとする10の一級河川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、近年まで、これら河川の氾濫は起きていなかった。しかし、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防が決壊し、市内で浸水被害が発生した。

洪水予報河川及び水位周知河川については、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる、降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

また、洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理区間の河川については、県が水害リスク情報図を作成・公表している。

現在、公表されている洪水浸水想定区域、水害リスク情報図のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

#### ■荒川、入間川流域及び新河岸川流域の浸水想定について

| 指定河川名<br>及び流域名  | 洪水浸水想定区域図等名称                     | 作成者                                         | 指定の前提となる対象降雨の規模                                 |
|-----------------|----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 荒川<br>入間川<br>流域 | 荒川水系荒川<br>及び入間川流域<br>洪水浸水想定区域図   | 国土交通省<br>関東地方整備局<br>荒川上流河川事務所・<br>荒川下流河川事務所 | 想定最大規模<br>荒川流域の3日間総雨量632mm<br>入間川流域の3日間総雨量740mm |
| 入間川<br>流域       | 入間川流域<br>洪水浸水想定区域図<br>・水害リスク情報図  | 埼玉県                                         | 想定最大規模<br>入間川流域の3日間総雨量740mm                     |
| 新河岸川<br>流域      | 新河岸川流域<br>洪水浸水想定区域図<br>・水害リスク情報図 | 埼玉県                                         | 想定最大規模<br>新河岸川流域の2日間総雨量746mm                    |

一方、内水氾濫については、令和4年度に対象降雨を従来の既往最大降雨から想定最大規模降雨に見直しして、地形の高低差などから浸水が想定される範囲やその深さを表示した図面（雨水出水浸水想定区域図）を作成した。

現在、公表されている雨水出水浸水想定区域は次のとおりである。

#### ■内水の浸水想定について

| 対象区域 | 浸水想定区域図等名称  | 作成者 | 指定の前提となる対象降雨の規模       |
|------|-------------|-----|-----------------------|
| 市内全域 | 雨水出水浸水想定区域図 | 川越市 | 想定最大規模<br>1時間雨量 153mm |

#### 《参考》

##### ◆洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域とは、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、河川管理者が指定する。

また洪水浸水想定区域図は、その洪水浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に洪水浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表するものである。

#### 《参考》

##### ◆雨水出水浸水想定区域

雨水出水浸水想定区域とは、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水が排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域のことで、下水道事業管理者が指定する。

また雨水出水浸水想定区域図は、浸水想定区域と区域内の浸水深等を示した図面である。事前に雨水出水浸水想定区域図を区域別に拡大した内水ハザードマップで浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、内水氾濫発生時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、被害の軽減を図ることを目的に公表するものです。

## 2.2 浸水想定結果

荒川、入間川流域及び新河岸川流域における浸水の想定結果を次に示す。

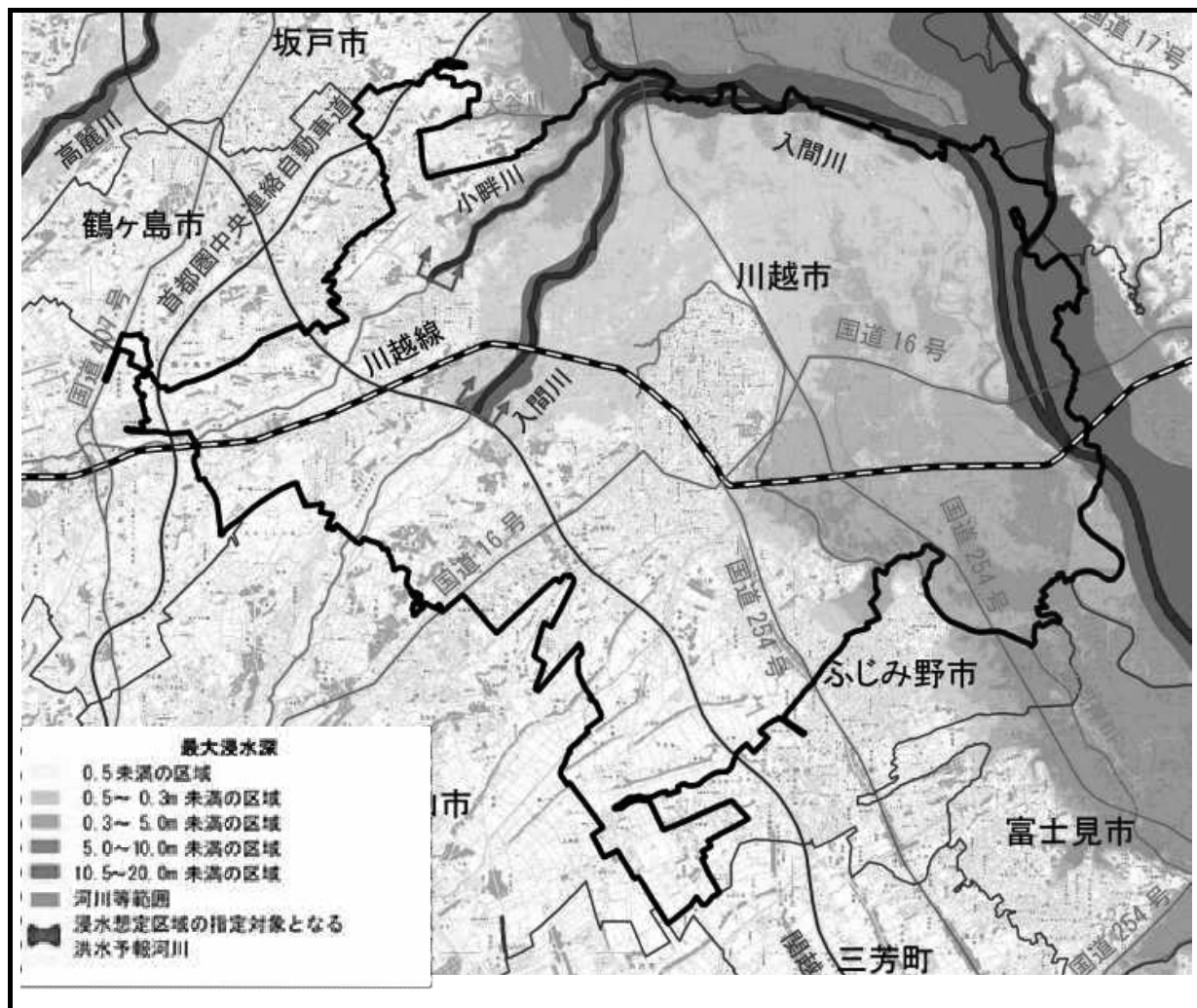
### (1) 荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域

荒川及び入間川流域に想定最大規模の大雨（荒川流域 3日間総雨量 632mm、入間川流域 3日間総雨量 740mm）が降り、かつ荒川、入間川流域の国土交通省管理区間の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると本市の北西部から本庁地区を除く東武東上線の北側がほぼ浸水し、低地部においては浸水深が5m以上になると予測されている。

#### ■荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

〔指定年月日 平成28年5月30日：荒川、小畔川 / 令和元年6月20日：入間川〕



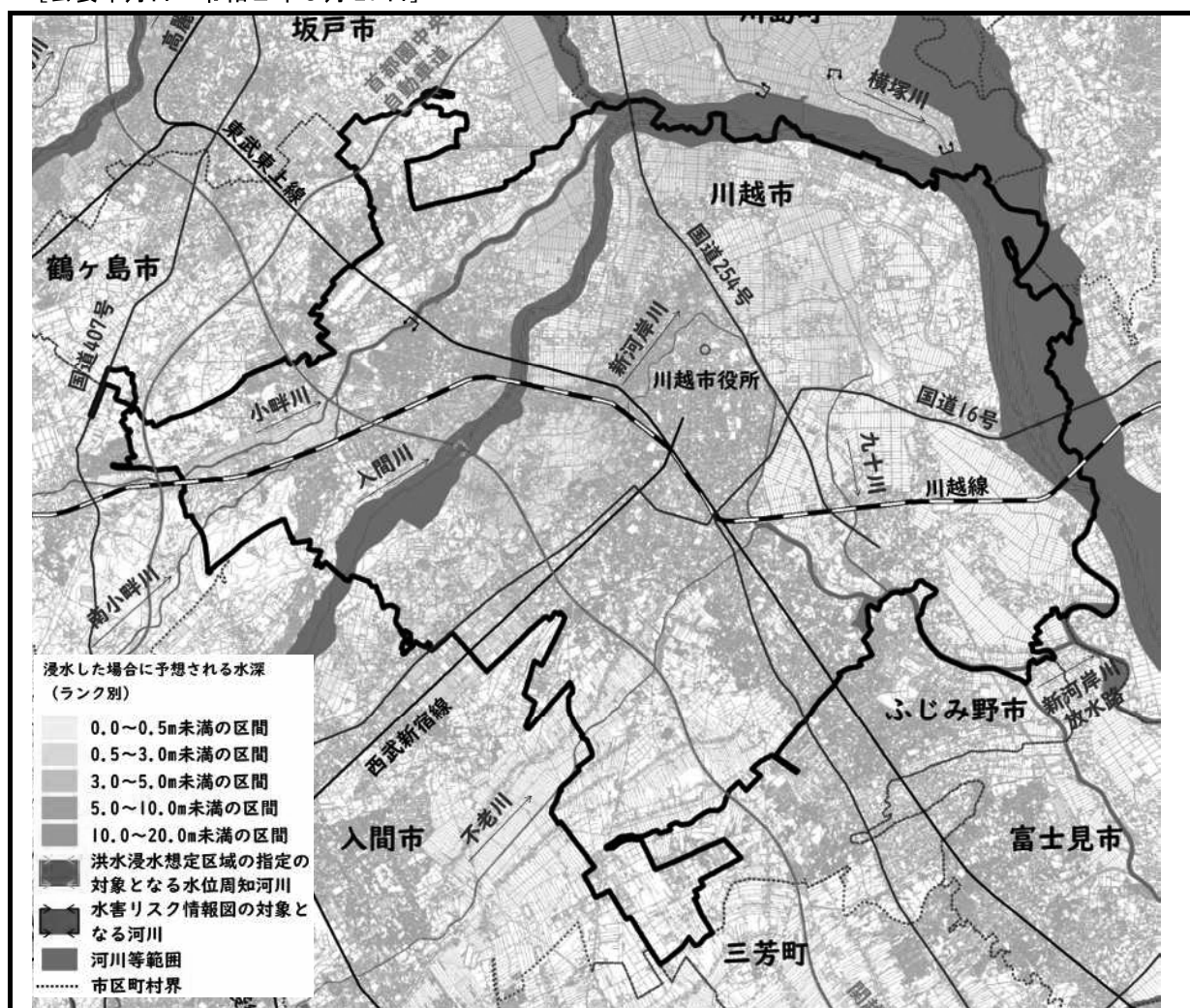
出典）国土交通省荒川上流河川事務所「荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

また、入間川流域に想定最大規模の大雨（入間川流域 3日間総雨量740mm）が降り、かつ入間川流域の県管理区間（国土交通省管理区間より上流）の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると小畔川と国道16号に挟まれる地域のうち、本庁地区や入間川の下流部を除く区域で広く浸水し、0.5m以上3.0m未満の浸水深となる区域が散在する予測となっている。

■入間川流域 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）

〔公表年月日 令和2年5月26日〕



出典) 埼玉県「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」

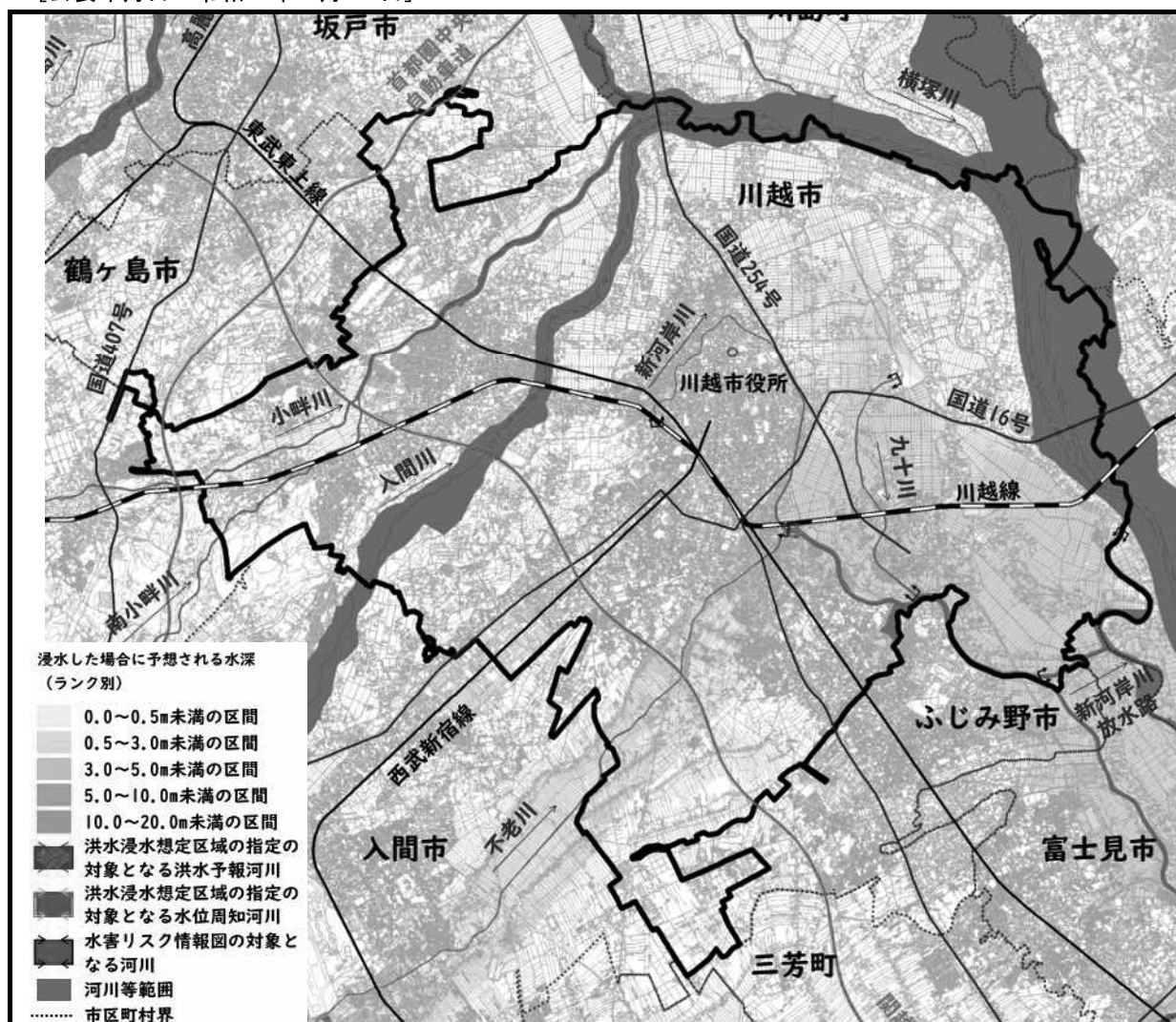
## (2) 新河岸川流域洪水浸水想定区域

新河岸川流域に想定最大規模の大雨（2日間総雨量 746mm）が降り、かつ新河岸川流域の県管理区間の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は、次図に示すとおりである。

これによると、洪水浸水想定区域は、荒川の堤防が決壊した場合に比べると地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深 0.5m 以上（床上浸水）の区域は、局所的に不老川と新河岸川との合流地点付近に分布するものの、主として国道 16 号より南側の新河岸川に沿った、本庁地区、高階地区、南古谷地区の一部と考えられる。

### ■新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図

[公表年月日：令和2年5月26日]



出典) 埼玉県「荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模図）」

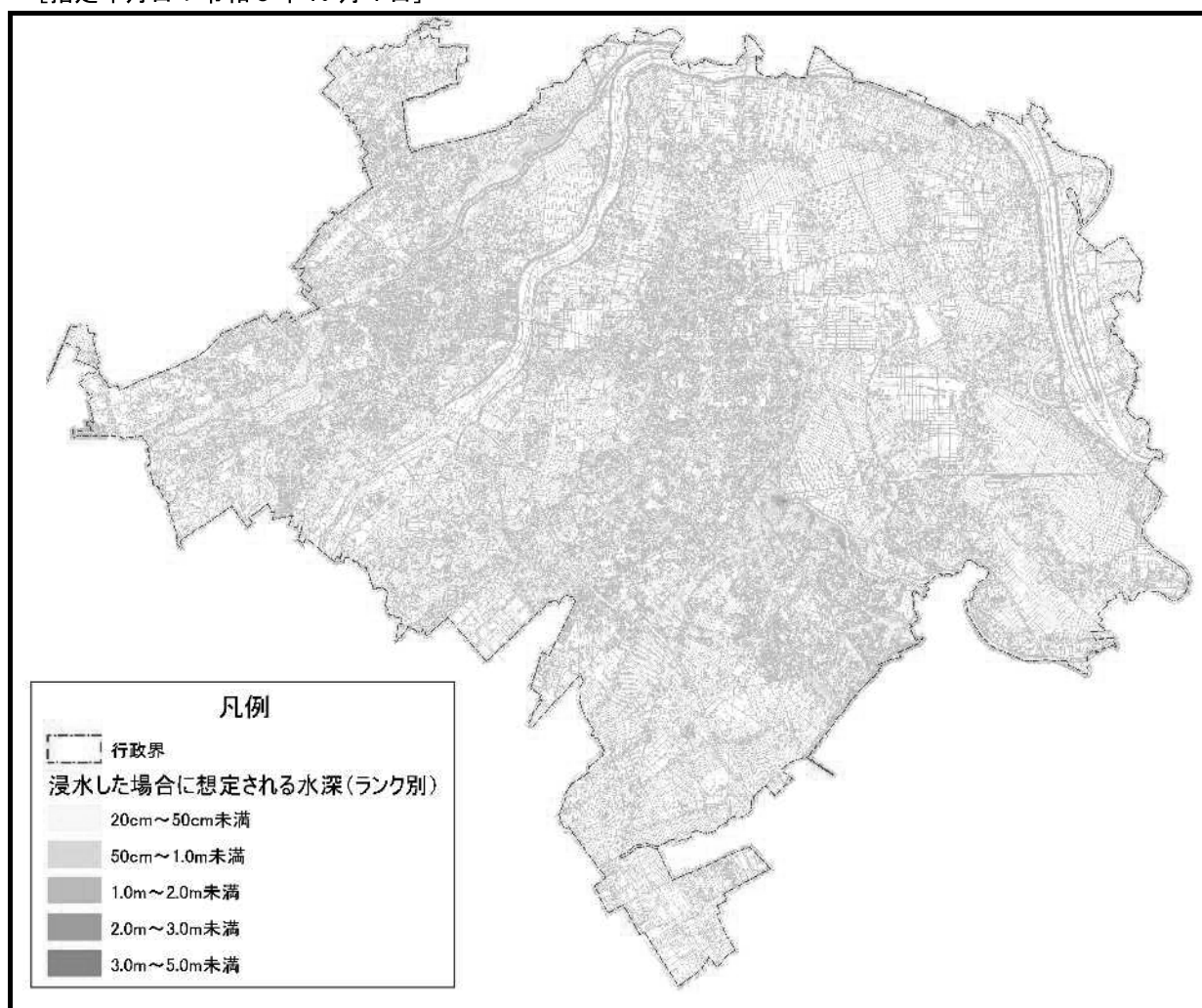
### (3) 雨水出水浸水想定区域

川越市内に想定最大規模の降雨（1時間降雨量 153mm）が発生した場合に、雨水出水による内水氾濫が想定される浸水区域は、次図に示すとおりである。

地形情報によるシミュレーション結果ではあるが、市内各所において、地形の高低差が大きい箇所では床上浸水（浸水深 0.5m以上）が発生し、アンダーパスや河川の周りなどにおいては、浸水深が2m以上となる区域が散在する予測となっている。

#### ■雨水出水浸水想定区域図

[指定年月日：令和5年10月1日]



## 2.3 水害危険区域

本市の水害危険区域は、荒川、入間川流域及び新河岸川流域の氾濫に伴う洪水浸水想定区域の中でも、特に避難が必要と考えられる床上浸水（浸水深0.5m以上）以上の区域とした。

河川別、浸水深別の水害危険区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

### ■荒川、入間川流域浸水に伴う水害危険区域

| 防災ブロック<br>予想浸水深 | 本庁 |   |   | 芳野 | 古谷 | 南古谷 | 高階 | 福原 | 大東 | 霞ヶ関 | 霞ヶ関北 | 名細 | 山田 |
|-----------------|----|---|---|----|----|-----|----|----|----|-----|------|----|----|
|                 | 中央 | 南 | 北 |    |    |     |    |    |    |     |      |    |    |
| 0.5m～3.0m       | ○  | ○ | ○ | ○  | ○  | ○   | ○  | —  | ○  | —   | ○    | ○  | ○  |
| 3.0m～5.0m       | ○  | ○ | ○ | ○  | ○  | ○   | ○  | —  | —  | —   | ○    | ○  | ○  |
| 5.0m～10.0m      | —  | — | — | ○  | ○  | ○   | ○  | —  | —  | —   | —    | ○  | ○  |
| 10.0m以上         | —  | — | — | —  | —  | —   | —  | —  | —  | —   | —    | —  | —  |

### ■新河岸川流域浸水に伴う水害危険区域

| 防災ブロック<br>予想浸水深 | 本庁 |   |   | 芳野 | 古谷 | 南古谷 | 高階 | 福原 | 大東 | 霞ヶ関 | 霞ヶ関北 | 名細 | 山田 |
|-----------------|----|---|---|----|----|-----|----|----|----|-----|------|----|----|
|                 | 中央 | 南 | 北 |    |    |     |    |    |    |     |      |    |    |
| 0.5m～3.0m       | ○  | ○ | ○ | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | —  | —   | —    | —  | ○  |
| 3.0m～5.0m       | ○  | — | ○ | —  | —  | ○   | ○  | ○  | —  | —   | —    | —  | —  |
| 5.0m～10.0m      | —  | — | — | —  | —  | ○   | ○  | —  | —  | —   | —    | —  | —  |
| 10.0m以上         | —  | — | — | —  | —  | —   | —  | —  | —  | —   | —    | —  | —  |

## 2.4 雨水出水浸水の想定区域

本市の雨水出水浸水想定区域は、歩道が冠水しはじめる目安として、浸水深0.2m以上の区域としている。

浸水深別の浸水想定区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

### ■雨水出水浸水想定による浸水想定区域

| 防災ブロック<br>予想浸水深 | 本庁 |   |   | 芳野 | 古谷 | 南古谷 | 高階 | 福原 | 大東 | 霞ヶ関 | 霞ヶ関北 | 名細 | 山田 |
|-----------------|----|---|---|----|----|-----|----|----|----|-----|------|----|----|
|                 | 中央 | 南 | 北 |    |    |     |    |    |    |     |      |    |    |
| 0.2m～0.5m       | ○  | ○ | ○ | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    | ○  | ○  |
| 0.5m～1.0m       | ○  | ○ | ○ | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    | ○  | ○  |
| 1.0m～2.0m       | ○  | ○ | — | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    | ○  | —  |
| 2.0m～3.0m       | ○  | ○ | — | ○  | —  | —   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○    | ○  | —  |
| 3.0m～5.0m       | —  | ○ | — | —  | —  | —   | ○  | ○  | —  | ○   | —    | —  | —  |

## 第5章 川越市の防災対策の基本方針

本市における防災対策の基本方針について次に整理した。

### 川越市の防災対策 の基本方針

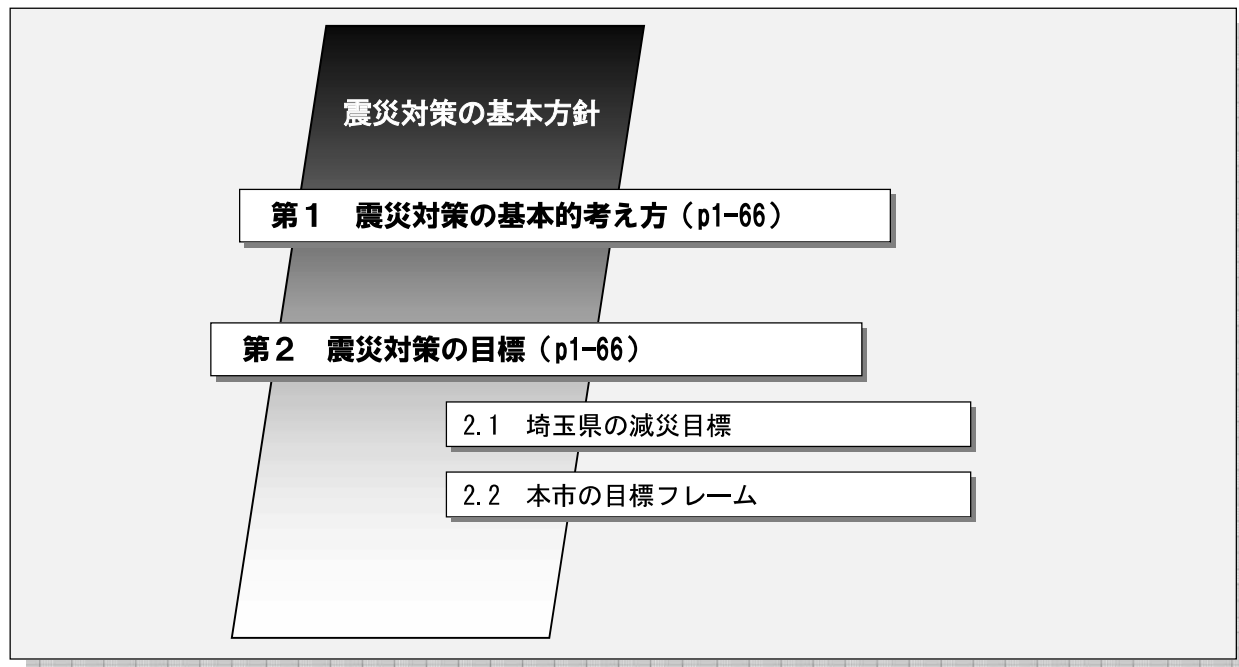
#### 第1節 震災対策の基本方針（p1-65）

#### 第2節 風水害対策の基本方針（p1-70）

#### 第3節 事故災害対策の基本方針（p1-72）

## 第1節 震災対策の基本方針

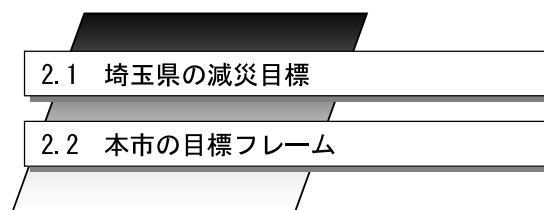
本市の震災対策の基本方針を次に整理した。



## 第1 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的で実効性のある「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」及び「復旧・復興計画」を策定するものとする。

## 第2 震災対策の目標



### 2.1 埼玉県の減災目標

埼玉県では、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」をはじめとする5地震（「**■想定地震の概要**」（p1-55 参照））を対象に、地震被害想定を行っている（参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県）。県では、地震被害想定結果を参考に、減災目標の設定及び目標達成への主な対策を明示し、被害を最小化する取組を進めるものとしている。

#### (1) 減災目標

埼玉県地域防災計画では、次の「3つの減災目標」を掲げている。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 減災目標① | 死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%） |
| 減災目標② | 避難者（1週間後）を約3万人減少させる（約50%） |
| 減災目標③ | ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。   |

#### (2) 目標達成に向けた取組

県では、この目標達成に向け、地震被害想定調査の5つの想定地震を対象として「新たな埼玉県震災対策行動計画」において具体化を図っている。「3つの減災目標」の達成に特に効果的な次の8つの施策を「重点施策①」として、また、大規模地震発生時には、自助・共助が重要であることから、防災の原点である自助・共助の強化を「重点施策②」としている。

##### 【重点施策①】

- ・住宅の耐震化
- ・家具の固定
- ・感震ブレーカーの普及

- ・ 防火・準防火地域の指定
- ・ 消防団員の確保
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 応急危険度判定士の養成
- ・ ライフラインの早期復旧

**【重点施策②】**

- ・ 自助の取組
- ・ 自主防災組織の活性化

## 2.2 本市の目標フレーム

---

本市及び埼玉県がこれまでに実施した地震被害想定結果によると、今後 30 年以内の地震発生確率が、ほぼ 0%～0.008%と極めて低いものの、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合である。

しかし、「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な対策を短期間で整備することは、その被害規模の大きさから容易ではない。

そのため、本市の震災対策は、埼玉県の地域防災計画等を参考に、想定される地震の中では本市に与える被害の程度は「関東平野北西縁断層帯地震」より低いものの、今後 30 年以内の地震発生確率が 70%と高く、より発生の切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」を当面の対策目標とし、最終的な対策目標を「関東平野北西縁断層帯地震」におくものとする。

本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりであり、具体的な減災目標を検討していくものとする。

■本市が対策目標とする震災規模

| 項 目     |                     |         | 想定地震<br>東京湾北部地震       | 関東平野北西縁<br>断層帯地震<br>(破壊開始点南) |
|---------|---------------------|---------|-----------------------|------------------------------|
| マグニチュード |                     |         | 7.3                   | 8.1                          |
| 本市の最大震度 |                     |         | 6弱                    | 7                            |
| 建物被害    | 揺れによる被害             | 全壊数 (棟) | 0 (0.0%)              | 3,083 (2.6%)                 |
|         |                     | 半壊数 (棟) | 101 (0.1%)            | 7,614 (6.4%)                 |
|         | 液状化による被害            | 全壊数 (棟) | 27 (0.0%)             | 276 (0.2%)                   |
|         |                     | 半壊数 (棟) | 43 (0.0%)             | 451 (0.4%)                   |
|         | 揺れ+液状化による被害         | 全壊数 (棟) | 27 (0.0%)             | 3,359 (2.8%)                 |
|         |                     | 半壊数 (棟) | 144 (0.1%)            | 8,065 (6.7%)                 |
|         | 急傾斜地崩壊による被害         | 全壊数 (棟) | 0 (0.0%)              | 2 (0.0%)                     |
|         |                     | 半壊数 (棟) | 0 (0.0%)              | 5 (0.0%)                     |
|         | 火災による被害             | 焼失数 (棟) | 57 (0.0%)<br>(条件A)    | 1,069 (0.9%)<br>(条件A)        |
| 人的被害    | 死者数 (人)             |         | 0 (0.0%)<br>(条件A)     | 215 (0.1%)<br>(条件B)          |
|         | 負傷者数 (人)            |         | 23 (0.0%)<br>(条件A)    | 1,627 (0.5%)<br>(条件B)        |
|         | 負傷者うち重傷者数 (人)       |         | 1 (0.0%)<br>(条件A)     | 262 (0.1%)<br>(条件B)          |
| 避難者数    | 1日後 (人)             |         | 338 (0.1%)<br>(条件A)   | 18,006 (5.2%)<br>(条件A)       |
|         | 1週間後 (人)            |         | 3,365 (1.0%)<br>(条件A) | 24,060 (7.0%)<br>(条件A)       |
|         | 1か月後 (人)            |         | 338 (0.1%)<br>(条件A)   | 30,545 (8.8%)<br>(条件A)       |
| 帰宅困難者数  | (平日12時) (人)         |         | 46,790 (13.4%)        | 47,399 (13.6%)               |
| ライフライン  | 電力<br>(停電人口)        | 直後 (人)  | 1,671 (0.5%)          | 209,870 (60.2%)              |
|         |                     | 1日後 (人) | 421 (0.1%)<br>(条件A)   | 34,731 (10.0%)<br>(条件A)      |
|         | 通信 (電話不通回線数 (回線))   |         | 57 (0.0%)<br>(条件A)    | 1,420 (1.0%)<br>(条件A)        |
|         | 都市ガス (供給件数 (件))     |         | 0 (0.0%)              | 78,311 (52.9%)               |
|         | 上水道 (断水人口)          | 1日後 (人) | 45,681 (13.1%)        | 89,906 (25.8%)               |
|         | 下水道 (被害・機能障害人口 (人)) |         | 39,512 (11.3%)        | 62,372 (17.9%)               |

注1) 建物被害欄中の ( ) 内の%数字は、本市の各総建物数 (H25年12月1日現在 119,872 棟) に対する割合 (%) を示す。

注2) 人的被害、避難者数、帰宅困難者数、ライフライン欄の ( ) 内の%数字は、本市の総人口及び総世帯数 (H25年12月1日現在 348,659 人、147,971 世帯) に対する割合 (%) を示す。

注3) 季節、時刻、風速を変えて被害想定を行っているため、項目により最大被害となるケースが異なる。記載している条件A・Bの内容は、次のとおりである。

条件A：冬18時、風速8m/s のとき

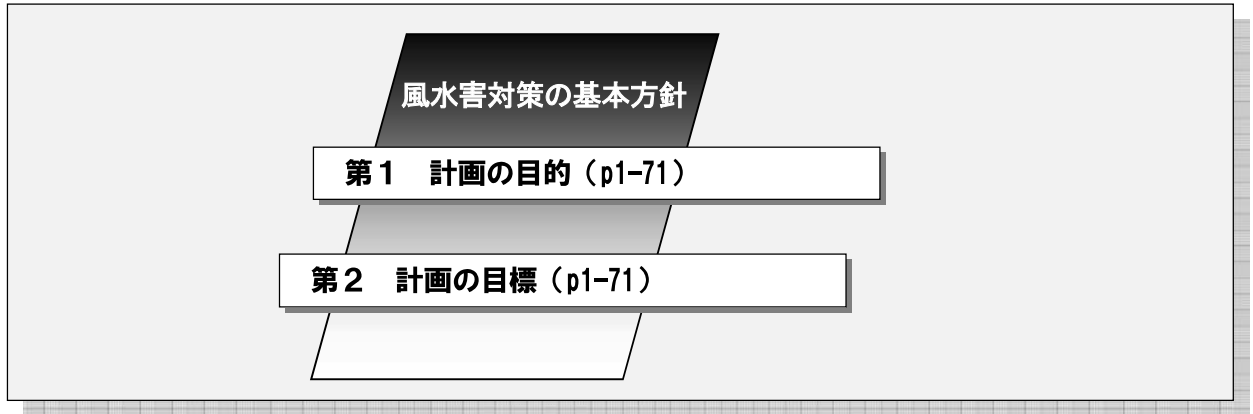
条件B：冬5時、風速8m/s のとき

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

## 第2節 風水害対策の基本方針

本市の風水害対策の基本方針を次に整理した。



## 第1 計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。なお、本計画では、同じ自然災害である積雪による災害についても風水害として取り扱うものとする。

本市は、これら風水害に対して、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等を総合的かつ計画的に行うことを目的として、災害対策基本法第42条（昭和36年法律223号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市域で発生するおそれがある風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

## 第2 計画の目標

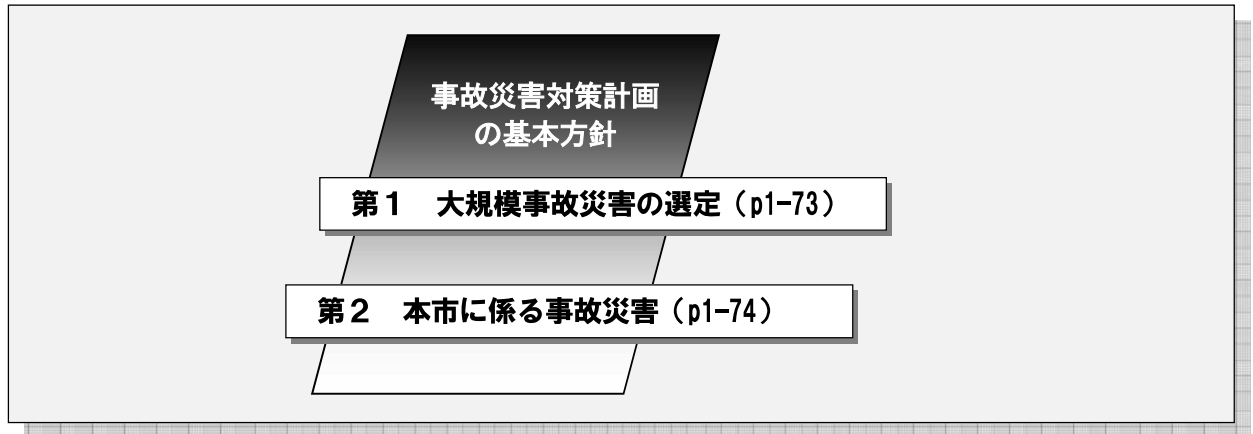
本市における水害事例、国土交通省及び埼玉県が公表した洪水浸水想定区域図から、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある水害は、荒川の堤防が決壊した場合と考えられる（「本編第4章 第3節 第2『2.3 水害危険区域』」参照）。

そのため、本計画は、荒川の堤防が決壊し氾濫した場合を前提に、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすることを目標として策定するものとする。

このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。

## 第3節 事故災害対策の基本方針

本市の事故災害対策の基本方針を次に整理した。



## 第1 大規模事故災害の選定

本市が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画、本市の地域環境等を踏まえて以下のとおり選定する。

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

### ■本市に係る大規模事故災害の選定（1／2）

| 大区分                           | 小区分                                  | 本市における発生の可能性                             | 対応の可否                  |
|-------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|
| 火災                            | 大規模火災                                | 発生が考えられる。                                | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 林野火災                                 | 大規模な森林はない。                               | ×                      |
| 危険物等<br>災害                    | 危険物等災害                               | 市内に該当する事業所がある。                           | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 高圧ガス災害                               | 市内に該当する事業所がある。                           | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 火薬類災害                                | 市内に該当する事業所がある。                           | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 毒物・劇物災害                              | 市内に該当する事業所がある。                           | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | サリン等による人身被害                          | テロ行為による危険性は低い、が、ゼロとはいえない。                | △ 国民保護法の対象として取り扱う。     |
| 放射性物質<br>及び原子力<br>発電所<br>事故災害 | 核燃料物質使用許可事業所における事故                   | 市内に該当する事業所はない。                           | ×                      |
|                               | 輸送事故                                 | 市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。            | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 市域外の原子力事故                            | 発生が考えられる。                                | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 人工衛星の落下                              | 発生する可能性はほとんどない。                          | ×                      |
| 農林水産<br>災害                    | 凍霜害                                  | 凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。                       | ×                      |
|                               | 暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害 | 野菜、米、花きなどを中心に県内でも屈指の農業産出額を維持している。        | ○ 地域防災計画の事故災害としては扱わない。 |
| 道路災害                          | 地震や水害による道路災害                         | 市内を関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号等の幹線道路が通る。 | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
|                               | 危険物積載車両の事故等による道路災害                   |                                          | ○                      |
| 鉄道事故                          | 鉄道事故                                 | 市内を東武東上線、西武新宿線及び J R 川越線が通る。             | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
| 航空機事故                         | 航空機事故                                | 本市に隣接して狭山市には航空自衛隊入間基地がある。                | ○ 本編で事故災害として取り扱う。      |
| 電気通信<br>設備災害                  | 電気通信設備の被災                            | 電気通信施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。           | ○ 震災・風水害対策で対応可能        |
| 電力施設<br>災害                    | 電力施設の被災                              | 電力施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。             | ○ 震災・風水害対策で対応可能        |
| ガス施設災害                        | ガス施設の被災                              | ガス施設の被害は想定されるが、各事業者の対応業務である。             | ○ 震災・風水害対策で対応可能        |

■本市に係る大規模事故災害の選定（2／2）

| 大区分   | 小区分   | 本市における発生の可能性  | 対応の可否           |
|-------|-------|---------------|-----------------|
| 文化財災害 | 文化財火災 | 本市には指定文化財がある。 | ○ 震災・風水害対策で対応可能 |

注 1) 「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×：発生する可能性はほとんどない。

注 2) 「対応の可否」欄の「－」は、「対応の必要がないこと」を示す。

## 第 2 本市に係る事故災害

本市において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

■本市において発生が懸念される事故災害

| 事故災害      | 内容                                                                                                                                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模火災     | 本市には、密集市街地があり、出火延焼等により大規模火災が発生する可能性がある。                                                                                                                                                  |
| 危険物等災害    | 本市には、危険物保管施設や高圧ガス保管施設、毒物・劇物施設等がある。<br>本市が対象とする危険物等災害は、これら危険物等に係る災害を対象とする。                                                                                                                |
| 道路災害      | 本市には、関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号及び国道 407 号などの幹線道路が通っている。<br>本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。                                                                                      |
| 鉄道事故      | 本市には、東武東上線、西武新宿線、J R 川越線の各線が通っている。<br>本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。                                                                                                                |
| 航空機事故     | 本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。<br>入間基地は、輸送機などを中心に約 50 機の航空機を保有しており、16 個の部隊と約 4,200 名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である。<br>本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。               |
| 放射性物質事故災害 | 核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。<br>また、市外での原子力事故の発生が考えられる。<br>本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害及び市外での原子力事故の発生とする。 |